

令和8年度（2026年度）

## 道立高等学校入学者選抜の手引

北海道教育委員会

（令和7年（2025年）9月）



## 主　な　日　程

### <一般の選抜>

- |    |                           |                          |
|----|---------------------------|--------------------------|
| 1  | 出願者情報等のオンライン入力の受付         | 12月5日(金)～1月22日(木)正午      |
| 2  | 出　　願　　の　　受　　付             | 1月19日(月)～1月22日(木)正午      |
| 3  | 出　　願　　状　　況　　の　　發　　表       | 1月26日(月)午前10時            |
| 4  | 出　　願　　變　　更　　の　　受　　付       | 1月27日(火)～2月2日(月)午後4時     |
| 5  | 出　　願　　變　　更　　状　　況　　の　　發　　表 | 2月12日(木)午前10時            |
| 6  | 学　　力　　検　　査                | 3月4日(水)                  |
| 7  | 追　　検　　査                   | 3月11日(水)                 |
| 8  | 合　　格　　發　　表                | 3月17日(火)午前10時            |
| 9  | 第2次募集の出願の受付               | 3月23日(月)～3月24日(火)午後4時30分 |
| 10 | 第2次募集の合格発表                | 3月27日(金)まで               |

### <推薦及び連携型による選抜>

- |   |                     |                       |
|---|---------------------|-----------------------|
| 1 | 出願者情報等のオンライン入力の受付   | 12月5日(金)～1月22日(木)正午   |
| 2 | 出　　願　　の　　受　　付       | 1月19日(月)～1月22日(木)正午   |
| 3 | 出　　願　　状　　況　　の　　發　　表 | 1月26日(月)午前10時         |
| 4 | 面　　接　　等             | 2月10日(火)              |
| 5 | 合　格　内　定　の　通　知       | 2月18日(水)まで            |
| 6 | 入　学　確　約　書　の　提　出     | 2月19日(木)～2月24日(火)午後4時 |
| 7 | 再　出　願　の　受　付         | 2月19日(木)～2月24日(火)午後4時 |
| 8 | 合　　格　　發　　表          | 3月17日(火)午前10時         |



## は　じ　め　に

北海道教育委員会では、令和7年（2025年）9月30日付けで令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜に係る実施要項を決定・通達したところです。

令和8年度（2026年度）の入学者選抜につきましては、昨年度より導入した出願手続の一部電子化において、出願者の写真のデータをアップロードできるようシステム改修を行うとともに、道外からの出願に関して、出願手続の利便性の向上を図るため、オンライン支払等による入学検定料の納付を可能とすることとしました。

入学者選抜事務は複雑多岐にわたるものであり、万一誤った取扱い等があれば、その及ぼす影響は計り知れないものがあることから、事務の遂行に当たっては、細心の注意を払う必要があります。

このため、本年度も入学者選抜事務が遺漏なく公正かつ厳正にして円滑に遂行されることを願い、本手引を作成することとしました。本手引には、各実施要項の項目を目次に掲載するとともに、本年度の入学者選抜に関する日程表を示すほか、参考として道内の市町村立高等学校の入学者選抜に関する照会先や、資料として公立高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定一覧表など、入学者選抜に關係する各種様式や参考資料などを取りまとめてあります。

本手引が、入学者選抜事務の資料として十分活用されるよう期待いたします。

令和7年（2025年）9月

北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長

田　原　勇　人

# 目 次

**第1 令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜に関する日程表** ..... 1

**第2 令和8年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項**

1 募集人員	8	12 委託受検	19
2 出願資格	8	13 追検査	20
3 出願できる高等学校	8	14 入学者の選抜	22
4 出願できる学科	9	15 合格発表	24
5 出願の受付	9	16 合格者の追加	24
6 出願の手続	9	17 第2次募集	25
7 出願状況の発表	12	18 道外からの出願者の手続	27
8 出願変更	12	19 学力検査の得点の情報提供	27
9 学力検査	15	20 北海道教育委員会への報告	29
10 面接等	18	21 その他	30
11 学力検査及び面接等の会場	18		

**第3 令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項**

1 対象学科	58	9 選抜の方法	63
2 推薦による入学者の範囲	59	10 合格内定者の通知及び入学の確認	63
3 出願資格	59	11 合格内定者数の発表	64
4 出願の受付	60	12 再出願	64
5 出願の手続	60	13 合格発表	65
6 出願状況の発表	62	14 北海道教育委員会への報告	65
7 出願変更	63	15 その他	65
8 面接等	63		

**第4 令和8年度（2026年度）連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項**

1 連携型入学者選抜	80
2 連携型一般入学者選抜	85
3 連携型推薦入学者選抜	85

## 第5 令和8年度（2026年度）北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

1 単位制による定時制の課程	90
2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程	94
3 通信制の課程	95
4 北海道教育委員会への報告	97

## 第6 令和8年度（2026年度）道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科	106
2 北海道小樽水産高等学校専攻科	107
3 北海道函館水産高等学校専攻科	109
4 北海道富良野高等学校農業特別専攻科	111
5 北海道稚内高等学校専攻科	112
6 北海道別海高等学校農業特別専攻科	113

## 第7 令和8年度（2026年度）道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項

1 対象学科	120	8 面接等	124
2 道外からの入学者の受入れの数	121	9 選抜の方法	124
3 出願資格	121	10 合格内定者の通知及び入学の確認	124
4 出願の受付	121	11 合格内定者数の発表	124
5 出願の手続	122	12 合格内定者の合格発表	124
6 出願状況の発表	124	13 合格内定とならなかった者の再出願	124
7 出願変更	124		

### 〔参考〕

令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先	130
-----------------------------------	-----

### 〔資料〕

令和8年度（2026年度）公立高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定一覧表	134
--	-----

令和8年度（2026年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における全日制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表	144
--	-----

令和8年度（2026年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における定時制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表	170
--	-----

令和8年度（2026年度）公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成に当たっての基本方針	172
--	-----

北海道立高等学校通学区域規則	173
----------------	-----

入学検定料の取扱いについて	181
---------------	-----

道外の公立高等学校を受検する場合の取扱いについて	188
--------------------------	-----

# 第1 令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜に関する日程表

期日	曜日	時間	事項	参考頁	報告経路						報告様式	
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会公報掲載		
R7.1.20	月		学力検査日、追検査日、推薦入学面接日、合格発表日の告示								○	
9月			道立高等学校入学者選抜実施要項の決定								○	
9月下旬 11月上旬			道立高等学校入学者選抜の手引説明会（オンデマンド配信及び各教育局実施）									
11. 6	木	この日まで	面接、実技の実施の報告（一般）	29, 55			この日まで 教育局へ	11.13（木）まで 学力向上推進課へ			一般27	
		この日まで	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施の報告（推薦（道外推薦含む））	65, 73			この日まで 教育局へ	11.13（木）まで 学力向上推進課へ			推薦7	
11月下旬 12月上旬			生徒募集人員の発表								○	
12. 5	金	この日から	出願者情報等のオンライン入力の受付	10, 31, 33 61, 62, 81 91, 93～95 122, 123							入力ページの開始	
		12:00まで	隣接学区等就学（通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号）承認申請	10, 11 174, 180	中学校へ	高校へ						
12.12	金	この日まで	隣接学区等就学の承認、不承認の通知	10, 11 174, 180	出願者へ	中学校へ						
12.19	金	10:00～16:00	合格者ウェブ掲載シミュレーション					ウェブ掲載				
R8.1.19	月	9:00～16:30	出願の受付（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	9, 60 81, 92 121	中学校へ	高校へ						
1. 20	火	9:00～16:30										
1. 21	水	9:00～16:30										
1. 22	木	9:00～12:00	(道外(一般)は2.27(金)まで)	27							入力ページの終了	
		この日から	特設受検場受検願及び委託受検願の受付	18～20 41, 42	中学校へ	高校へ						
1. 23	金	この日まで	↓ 出願状況の報告（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	29, 48 65, 84 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			一般21	
1. 24	土											
1. 25	日											
1. 26	月	10:00	出願状況の発表（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	12, 62 82, 124							発表 ウェブ掲載	
		この日から	出願変更に係る出願者情報等のオンライン入力の受付								入力ページの開始	
1. 27	火	9:00～16:30	出願変更の受付（一般・連携型一般・連携型推薦）	12～15, 39 40, 85, 86	中学校へ	高校へ						
1. 28	水	9:00～16:30	特設受検場受検及び委託受検の承認書交付	18～20 41, 42	出願者へ	中学校へ						
		この日まで	受検票の交付（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦）	62, 82 123, 124	出願者へ	中学校へ						
		9:00～16:30	出願変更状況（中間）の報告	29, 49			13:30まで 教育局へ	15:00まで 学力向上推進課へ			一般 21の2	
1. 29	木	9:00～16:30	出願変更状況の中間発表	13, 49			掲示				一般 21の2	
		16:30	出願変更状況の中間発表	13, 49							発表 ウェブ掲載	
		この日まで	出願変更状況の中間発表	13, 49								

(注) 北海道有朋高等学校については、単位制による定時制の課程のみを掲載している。なお、北海道有朋高等学校に係る報告については、本手引の97ページを参照すること。

期日	曜日	時間	事項	参考 照 真	報告経路						報告 様式	
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	北海道教 育委員会 公報掲載		
R8.1. 30	金	9:00～16:30										
1. 31	土											
2. 1	日											
2. 2	月	9:00～16:00	▼▼								入力ページ の終了	
2. 3	火	12:00まで	個人調査書の送付（推薦（道外推薦含む）・連携型推薦）	35, 36 62, 123		高校へ 出願者へ	中学校へ					
			この日から受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85								
2. 4	水		出願変更後の出願状況の報告	29, 49			11:00まで 教育局へ					一般 21の2
2. 5	木		出願変更後の出願状況の報告	29, 49				10:00まで 学力向上推進課へ				一般 21の2
2. 6	金	この日まで	出願変更通知書等の送付	13, 40 85			当初出願先から出願変更先へ					
2. 7	土											
2. 8	日											
2. 9	月											
2. 10	火		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接実施	63, 82 83, 93, 124								
2. 11	水											
2. 12	木	10:00	出願変更状況の発表	13, 49		出願者へ 中学校へ	16:00まで 教育局へ	17:00まで 学力向上推進課へ		発表 ウェブ掲載	推薦8	
			推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接欠席・延期者の状況の報告	65, 74 84, 97								
2. 13	金	この日まで	受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85		出願者へ 中学校へ						
			この日から個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85								
2. 14	土											
2. 15	日											
2. 16	月											
2. 17	火		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定者数の報告	65, 74 84, 97			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ				推薦8
2. 18	水	10:00	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・合格内定者数の発表	64, 83 124		高校へ 出願者へ 中学校へ	この日まで 中学校へ			発表 ウェブ掲載		
		12:00まで	個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85								
		この日まで	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定の通知	63, 64 71, 83 93, 124								
		この日から	再出願に係る出願者情報等のオンライン入力の受付									
2. 19	木	9:00～16:30	入学確認書の提出（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	63, 64 72, 83 93, 102 124	内定者 中学校へ	高校へ 出願者へ 中学校へ	この日まで 中学校へ					
		9:00～16:30	再出願の受付（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	64, 65 75, 84 93, 94 124								
2. 20	金	9:00～16:30										
2. 21	土											
2. 22	日											
2. 23	月											
2. 24	火	9:00～16:00	▼▼▼								入力ページ の終了	
2. 25	水											

期日	曜日	時間	事項	参考 照 真	報告経路						報告 様式	
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	北海道教 育委員会 公報掲載		
R8.2. 26 木			入学確認書を提出しなかった者の数（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）の報告	65, 74 84, 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ				推薦8
			再出願後の出願状況の報告	29, 49 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ				一般 21の2
		12:00まで	特設受検場受検者名簿及び写真の送付	19			留萌教育局へ					
		12:00まで	委託受検者名簿及び写真の送付	19			委託先へ					
2. 27 金			特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告	29, 54			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ				一般26
			この日まで 再出願通知書の送付	64, 65 76, 84, 125			再出願先へ					
			この日まで 再出願者への受検票の交付	64, 65 125	再出願者	中学校へ						
			この日まで 道外からの出願の受付（一般）	27	中学校へ	高校へ						
			この日まで 定時制の出願者で就職内定証明書を添付で きる者の出願の受付	9	中学校へ	高校へ						
2. 28 土												
3. 1 日												
3. 2 月	11:00		再出願後の出願状況の発表	49, 65 125							発表 ウェブ掲載	
3. 3 火			関係機関への備品の要請の状況及び校内点 検状況の報告	29			16:30まで 教育局へ	17:15まで 学力向上推進課へ				
3. 4 水			検査当日の交通及び天候状況の報告	29			5:30まで 教育局へ	6:00まで 学力向上推進課へ				
			学力検査実施	15~17 125, 172								
			定時制の面接実施	18								
			検査開始の異常の有無の報告	29			開始直後 教育局へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ				
			検査開始後の状況の報告	29			開始直後 教育局へ	10:30まで 学力向上推進課へ				
			追検査の受検を希望する者の状況及び数の 報告	20, 29	中学校へ	速やかに 高校へ	終了後 直ちに教育局 へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ				
3. 5 木			学力検査終了状況、面接等の終了状況及び 特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告	29								
			全日制の面接、実技実施	18, 125								
			面接等の終了状況（全日制）の報告	29			終了後直ち に教育局へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ				
3. 6 金			16:00まで 追検査受検願の提出（委託追検査受検願を 含む）	20, 21 43, 44	中学校へ	高校へ						
			追検査を受検する者の数の報告	29			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ				
			12:00まで 追検査受検承認書の交付（委託追検査承認書 を含む）	20, 21 43, 44	追検査 受検者へ	中学校へ						
3. 7 土			12:00まで 委託追検査受検者名簿及び写真の送付	21			委託先へ					
3. 8 日												
3. 9 月												
3. 10 火		9:00~16:30	有朋高校一般入学者選抜（前期）の出願の 受付	90	中学校へ	高校へ						
3. 11 水			追検査（学力検査、面接、実技）実施 定時制の追検査（面接）実施	21								
3. 12 木												
3. 13 金												
3. 14 土												
3. 15 日												
3. 16 月												

(注) 1 特別の場合の出願変更については、受検可能な範囲で弾力的に対応すること。

2 2月27日（金）の「特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告」については、この日までに協議を終了した特別な配慮を必要とする生徒の状況についての最終的な報告であることに留意すること。

期日	曜日	時間	事項	参考 照 真	報告経路						報告 様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	北海道教 育委員会 公報掲載	
R8.3. 17	火	10:00	合格発表	24, 65 84, 125			ウェブ掲載				
			合格者数及び欠員の報告	30, 50			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			一般22
			合格の通知	24, 65 84, 125		出願者へ					
			受検者の学力検査の成績（一般・連携型 一般）並びに合格者の受検番号及び氏名 の通知	24, 65 84, 125		中学校へ					
		15:30まで	入学意思の有無の報告	24	合格者 中学校へ						
3. 18	水	9:00～15:00	↓								
		この日から	学力検査の得点の情報提供の集中受付期間 (3.26(木)まで(日曜日、土曜日及び休日 を除く。))	27, 28 125	高校へ	受検者等へ					
		9:30まで	入学意思のない者の報告及び確認	24	高校へ						
		9:30～16:30	追加合格の通知	24, 125	出願者へ	中学校へ					
3. 19	木	16:30まで	追加合格者の入学意思の確認及び報告	24	追加合格 者に確認 高校へ						
		9:00	第2次募集人員の発表	25		掲示					
			追加合格者数及び第2次募集の人員の報告	30, 51		9:30まで 教育局へ	11:00まで 学力向上推進課へ				一般23
		16:00まで	追加合格者の入学辞退の連絡	24	私立高校 へ						
		この日まで	第2次募集人員の発表	25							発表 ウェブ掲載
3. 20	金		有朋高校一般入学者選抜（前期）の出願状 況の報告	97		15:00まで 教育局へ	16:00まで 学力向上推進課へ				
3. 21	土										
3. 22	日										
3. 23	月	9:00～16:30	第2次募集の出願の受付	25	中学校へ	高校へ					
3. 24	火	9:00～16:30	↓								
			有朋高校一般入学者選抜（前期）の作文及 び面接実施	91							
3. 25	水	この日まで	第2次募集の個人調査書の送付	26	高校へ						
3. 26	木	15:00まで	学力検査の得点の情報提供の集中受付期間 (3.18(水)から)	27, 28 125	高校へ	受検者等へ					
3. 27	金		第2次募集の合格者数の報告	30, 52		10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ				一般24
			この日まで	第2次募集の合格の通知	26, 27	出願者へ					
3. 28	土										
3. 29	日										
3. 30	月	10:00	有朋高校入学者選抜（前期）の合格発表 (一般・推薦)	92, 94			ウェブ掲載				
			有朋高校入学者選抜（前期）の合格者数の 報告（一般・推薦）	97		10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ				

期日	曜日	時間	事項	参照頁	報告経路						報告様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会公報掲載	
R8.4. 17	金	この日まで	定時制の第2次募集終了後の選抜による出願の受付	26, 27							
4. 20	月		入学者選抜実施結果状況調査票の提出	30				この日まで 教育局へ	4.28 (火)まで 学力向上推進課へ		
4. 22	水		定時制の第2次募集終了後の選抜による入学者数の報告	30, 53				10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ		一般25
4. 28	火		有朋高校入学者選抜実施状況の報告	97				この日まで 教育局へ	5. 12 (火)まで 学力向上推進課へ		
7. 1	水		有朋高校一般入学者選抜（後期）募集人員の報告	97				この日まで 教育局へ	7. 2 (木)まで 学力向上推進課へ		
7月中旬			有朋高校一般入学者選抜（後期）募集人員の告示								○
8月			公立高等学校入学者選抜状況報告書の発行							発行	
8. 3	月	この日から	有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願者情報等のオンライン入力の受付	91						入力ページの開始	
8. 21	金	9:00～16:30	有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願の受付	90							
8. 28	金	9:00～12:00	▼▼							入力ページの終了	
8. 31	月		有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願状況の報告	97				10:00まで 教育局へ	11:00まで 学力向上推進課へ		
9. 3	木		有朋高校一般入学者選抜（後期）学力検査等実施	92							
9. 10	木	10:00	有朋高校一般入学者選抜（後期）の合格発表	92				ウェブ掲載			
			有朋高校一般入学者選抜（後期）の合格者数の報告	97				10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ		

## 令和8年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。

ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和8年度（2026年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p. 130、p. 131）に確認すること。



## 第2 令和8年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の道立高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者、専攻科の入学者及び道外からの推薦による出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜を除く。）の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 募 集 人 員

別に告示するところによる。

### 2 出 願 資 格

道立の高等学校（以下「高等学校」という。）に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### 【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

### 3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

## 4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

### (1) 第2志望

2以上の学科を設置している高等学校への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第2志望とする場合

### (2) 第3志望

3以上の学科を設置している高等学校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

#### 【留意事項】

出願者が普通教育を主とする学科のいずれかの学科を第2志望又は第3志望とした場合において、出願者の保護者（出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）。以下同じ。）の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用されること。

なお、普通教育を主とする学科とは、普通科、地域探究科及び文理探究科（以下「普通科等」という。）を指す。

## 5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月19日（月）～ 令和8年（2026年）1月22日（木）	9：00～16：30 (22日は12：00までとする。)

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和8年（2026年）2月27日（金）までとする。

## 6 出願の手続

### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かれる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

#### 【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かれる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(2) 入学願書の「出願学科」の欄の入力に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望又は第3志望を希望しない場合は、「第2志望」は「-（第2志望なし）」を選択し、「第3志望」は「-（第3志望なし）」を選択すること。

(3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

(4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「○○方」、「○○マンション○○号室」等詳細に入力すること。

(5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和8年（2026年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

【留意事項】

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和7年（2025年）12月5日（金）正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和7年（2025年）12月12日（金）までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

才 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

（2）中学校長の手続

ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

【留意事項】

- 1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができる。
- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
- 3 出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。
- 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ 個人調査書

中学校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）から2月18日（水）正午までに、高等学校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）については、個人調査書の作成を要しない。

【留意事項】

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年（2026年）2月18日（水）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができる。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
- 6 個人調査書を高等学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## (3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式4）を当該中学校長に交付すること。

## イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和8年（2026年）2月3日（火）から2月13日（金）までとする。

## 【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## ウ 入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式5）に記入すること。

## 7 出願状況の発表

令和8年（2026年）1月22日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	1月26日（月）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 8 出願変更

## (1) 一般の場合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

## 【留意事項】

出願者が普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月27日（火）～ 令和8年（2026年）2月2日（月） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

## ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

## 一般要項

### エ 高等学校長の手続

#### (ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書（別記様式7）を交付すること。

#### (イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和8年（2026年）2月6日（金）までに出願変更通知書（別記様式8）、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

#### (ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和8年（2026年）2月13日（金）までに受検票を交付すること。

### オ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

#### (ア) 中間発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）	1月29日（木）	16:30	各高等学校
全道（発表）		当日中	学力向上推進課ウェブページ

#### (イ) 最終発表

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	2月12日（木）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

#### 【留意事項】

- 1 中間発表は、別記様式21の2の「倍率  $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。
- 2 中間発表については、令和8年（2026年）1月29日（木）正午現在の数とする。

## （2）特別の場合

### ア 全日制の課程の場合

（ア）出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。

#### 【留意事項】

- 1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤（内定）等に伴い令和8年（2026年）4月7日（火）までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願を変更することができる。この場合、転勤（内定）証明書等その事情を証明する書類を添付すること。
- 2 出願を変更しない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。

(イ) 出願後において、普通科等以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願を変更することができる。ただし、全日制の課程の普通科等に出願を変更しようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

【留意事項】

普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の新住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

(ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

イ 定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定（内定を含む。）又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願を変更しようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

【留意事項】

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願を変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

【留意事項】

1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。

イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。

ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合

ア 出願者は、新たに作成する入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書は、「6 出願の手続」の(1)のア（札幌市立高等学校への出願変更の場合は、札幌市所定の方法）により作成し、入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
- (ア) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- (イ) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- (ウ) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。
- (3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合
- ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
- イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。
- (4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。
- ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
- イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の( )内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。
- 2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)(183ページ)を参照すること。

## 9 学力検査

### (1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

#### 【留意事項】

##### 問題用紙等の送付及び保管

- 1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。
- 2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォーム等により報告するとともに、厳重に保管すること。
- 3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

## (2) 検査期日及び検査時間

## ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月4日（水）とする。

## イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 10:15	10:35 11:30	11:50 12:45	13:35 14:30	14:50 15:45
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

## 【留意事項】

## 1 問題用紙及び解答用紙

- (1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和8年度 第 ○ 部 (教科)
問題用紙 各○○部入り
解答用紙
注意事項　　開封は、検査室において行うこと。

- (2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。  
 (3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れてある。  
 (4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。  
 (5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

## 2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和8年度 第 ○ 部 (教科)
正 答 表 ○部入り
注意事項　　当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

## (3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(4) 出題の方針

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく出題する。

なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること又は校内等に掲示することは差し支えない。

## 10 面接等

### (1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。なお、この要項における大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科を指す。

イ 令和8年（2026年）3月5日（木）に行うこと。ただし、これにより難い場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

### (2) 全日制の課程に係る実技

ア 高等学校長は、学科ごとに出願者の全員（第2志望の者を含む。）について、実技を行うことができる。

イ 令和8年（2026年）3月5日（木）に行うこと。

【留意事項】

体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること。）。

### (3) 定時制の課程に係る面接

ア 出願者の全員について行うものとする。

イ 令和8年（2026年）3月4日（水）に行うこと。

【留意事項】

面接等を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に申し出ること。）。

## 11 学力検査及び面接等の会場

### (1) 学力検査の受検場及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

### (2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、次の手続により羽幌町焼尻総合研修センター（以下「特設受検場」という。）で受検することができる。

【留意事項】

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、令和8年（2026年）1月19日（月）までに留萌教育局長に連絡すること。

ア 特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願（別記様式9）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

## 一般要項

イ 特設受検場受検願の受付日は、令和8年（2026年）1月22日（木）及び1月23日（金）とする。

ウ 出願先の高等学校長は、令和8年（2026年）1月28日（水）までに特設受検場受検承認書（別記様式10）を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

### 【留意事項】

推薦入学者選抜において合格内定とならなかった者が、再出願をする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 特設受検場受検願の受付日は、令和8年（2026年）2月19日（木）とする。

2 出願先の高等学校長は、令和8年（2026年）2月26日（木）までに特設受検場受検承認書を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

エ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を令和8年（2026年）2月26日（木）正午までに留萌教育局長に送付すること。

オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

カ 特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

### 【留意事項】

留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

## 12 委託受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者の中、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること（以下「委託受検」という。）ができる。

(1) 委託受検を希望する者は、委託受検願（別記様式11）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

(2) 委託受検願の受付日は、令和8年（2026年）1月22日（木）及び1月23日（金）とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。

(3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和8年（2026年）1月28日（水）までに委託受検承認書（別記様式12）を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

(4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和8年（2026年）2月26日（木）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

(5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

(6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

## 13 追 檢 査

### (1) 対 象 者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（定時制の課程における面接を含む。以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

### (2) 出 願 の 手 続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、終了時点受検者数とともに所轄の教育局に報告すること。

イ 出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

- 1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。
- 2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

### (3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

#### ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月11日（水）とする。

#### イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

#### ウ 実施内容

「9 学力検査」の(2)イ及びウによる。

#### エ 検査教科及び配点

「9 学力検査」の(3)による。

#### オ 出題の方針

「9 学力検査」の(4)による。

#### カ 受検者の持参すべきもの

「9 学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

### (4) 面接等の実施

#### ア 全日制の課程に係る面接、実技

高等学校長は、本検査で面接、実技を行った場合は、学力検査終了後に行うこと。ただし、これにより難い場合は令和8年（2026年）3月12日（木）又は3月13日（金）に行うことができる。

#### イ 定時制の課程に係る面接

令和8年（2026年）3月11日（水）に行うこと。

### (5) 委託追検査受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で追検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において追検査を受検すること（以下「委託追検査受検」という。）ができる。

ア 委託追検査受検を希望する者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに委託追検査受検願（別記様式15）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

#### 【留意事項】

やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で委託追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

イ 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに委託追検査受検承認書（別記様式16）を中学校長を経由して、委託追検査受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

ウ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

- エ 委託先の高等学校長は、追検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともにに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- オ 委託追検査受検をする者は、追検査の当日、委託追検査受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託追検査受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

## 14 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとすること。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

### (1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技を行った場合は、その結果

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

## 【留意事項】

1 ウの(7)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で（小数第1位を四捨五入する。）相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の(ウ)の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

		相 関 表	1	2	3
	学力検査の 各教科の 評定の記録		500 ＼ 481	480 ＼ 461	460 ＼ 441
A	315～296				
B	295～276				
C	275～256				

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(7)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(7)において合格とならなかった者を対象に、ウの(1)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、ウの(1)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 ウの(1)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

オ 第3志望については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

## (2) 定時制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

## 15 合 格 発 表

高等学校長は、令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

## 【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## 16 合 格 者 の 追 加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和8年（2026年）3月18日（水）に行うものとする。

## 【留意事項】

## 1 入学意思の確認

(1) 中学校長は、合格者に対し、令和8年（2026年）3月17日（火）午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

(2) 中学校長は、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。

(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

## 2 追加合格

(1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。

(2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和8年（2026年）3月18日（水）午後4時30分までに高等学校長に報告すること。

なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であつて、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和8年（2026年）3月19日（木）午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

## 17 第 2 次 募 集

### (1) 第 2 次募集を行う場合

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
- イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

### (2) 募集人員の発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）	3月19日（木）	9：00	各高等学校
全道（発表）	3月19日（木）	当日中	学力向上推進課ウェブページ

#### 【留意事項】

第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

### (3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）
- イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確認書を提出しなかった者

### (4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

### (5) 出願の受付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）3月23日（月）～	
令和8年（2026年）3月24日（火）	9：00～16：30

### (6) 出願の手続

- ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。
- イ 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を出願先の高等学校長に送付すること。

#### 【留意事項】

当初の入学者選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

ウ 出願者は、入学願書（手書き用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

第2次募集の出願に当たっては、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和8年（2026年）3月25日（水）までに出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

- 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

## (7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

## (8) 合格発表

高等学校長は、令和8年（2026年）3月27日（金）までに合格者に通知すること。

## (9) 定時制の課程における第2次募集終了後の対応

### ア 第2次募集終了後の選抜

定時制の課程において、第2次募集を行ってもなお合格者の数が募集人員に満たしていない状況で、かつ高等学校長が認めた場合、第2次募集後の選抜を行うことができる。

### イ 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。

### ウ 出願の受付

第2次募集終了後の選抜による出願の受付期間は、令和8年（2026年）4月17日（金）までとする。

### エ 出願の手続

出願の手続は、「17 第2次募集」の(6)のア～オ及びキと同様とすること。また、中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、出願先の高等学校長が求める日まで提出すること。

### オ 入学者の選抜

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」の(2)に定めるところによる。

### カ 合格発表

高等学校長は、選抜後速やかに合格者に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## 18 道外からの出願者の手続

### (1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和8年（2026年）4月7日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

### (2) 出願の期日

出願の受付は、令和8年（2026年）2月27日（金）までとする。

### (3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式20）を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもつて代えることができる。

なお、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

【留意事項】

1 オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。

2 定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

## 19 学力検査の得点の情報提供

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

### (1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

### (2) 情報提供場所

出願した高等学校とする。

### (3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより又は出願者ごとに作成した成績单票により閲覧に供する。

### (4) 情報提供の期間

令和8年（2026年）3月18日（水）から令和13年（2031年）3月31日（月）までとする。

### (5) 情報提供の集中受付期間

（4）に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、各高等学校においては受付窓口を設置するなどして対応すること。なお、各高等学校長は必要に応じ、集中受付日を別途設定することができる。

集中受付期間	受付時間
令和8年（2026年）3月18日（水）～ 令和8年（2026年）3月26日（木） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9：00～15：00

**【留意事項】**

- 1 受検者等の確認方法
  - (1) 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。
  - (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第3項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。
- 2 その他受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

## 20 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技の実施	11月6日(木)	この日まで	電話 又は N.S.	11月13日(木)まで	N.S.	別記様式27
	2	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21
	3	出願変更の状況(中間)	1月29日(木)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2
	4	出願変更後の出願状況	2月4日(水)	11:00まで	同上	2月5日(木)10:00まで	同上	別記様式21の2
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	HARP フォーム			受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	2月26日(木)	10:00まで	電話 又は N.S.	13:00まで	N.S.	別記様式21の2
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	2月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26
	8	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月3日(火)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	3月4日(水)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	10	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 N.S.	1 開始の異常の有無 2 本検査受検者数 (他校に委託した受検者を含む。) 3 本検査欠席者数 (出願の取消しの申出があつた場合は欠席として取り扱う。)
	11	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等
	12	学力検査終了状況		終了後直ちに	電話 又は N.S.	管内取りまとめ後直ちに	N.S.	終了時刻、検査状況等
	13	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	14	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	同上	同上	同上	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	15	追検査の受検を希望する者の状況及び数		同上	同上	同上	同上	追検査受検希望者数 (終了時点受検者数とともに報告する。)
	16	面接等の終了状況(全日制)	3月5日(木)	同上	同上	同上	同上	終了時刻、検査状況等
学力検査日後	17	追検査を受検する者の数	3月6日(金)	10:00まで	電話	12:00まで	C.S.	別途指示
	18	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月10日(火)	17:00まで	同上	17:30まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
追検査日	19	検査当日の交通及び天候状況	3月11日(水)	5:30まで	電話	6:00まで	電話	交通障害の有無、天候の状況等
	20	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上	1 開始の異常の有無 2 追検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 追検査欠席者数(出願の取消しの申出があつた場合は欠席として取り扱う。)
	21	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	同上	直ちに	同上	緊急措置の内容等
	22	学力検査終了状況		終了後直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況
	23	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	24	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	電話 又は N.S.	同上	N.S.	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	25	面接等の終了状況(全日制)	3月12日(木)	同上	電話	同上	電話	終了時刻、検査状況等
追検査日後	26	合格者数及び欠員	3月17日(火)	10:00まで	電話 又は N.S.	13:00まで	N.S.	別記様式22
	27	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日(木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23
	28	第2次募集の合格者数	3月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24
	29	入学者選抜実施結果状況調査票	4月20日(月)	この日まで	文書 又は N.S.	4月28日(火)まで	文書 又は N.S.	別途指示
	30	定時制の第2次募集終了後の選抜による入学者数	4月22日(水)	10:00まで	電話 又は N.S.	13:00まで	N.S.	別記様式25

※ C.S.は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

※ HARPフォームは、北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォームのことである。

## 21 その他の

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 出願者が作成する書類(ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。)については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

### 【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付
- 2 委託受検及び委託追検査受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 3 第2次募集における学力検査成績証明書の、さきに受検した高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

			※受検番号	( )	
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <span style="margin-right: 20px;"> </span> <span style="margin-right: 20px;"> </span> <span>収入証紙</span> <span> </span> </div>			<small>※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。</small>		
<h2>入 学 願 書</h2>					
<small>年 月 日</small>					
<small>様</small>					
<small>出願者署名</small>					
<small>保護者等署名</small>					
<small>貴校に入学したいので、許可してください。</small>					
出願者	出願課程	出願学科	第1志望	第2志望	第3志望
	ふりがな 氏 名		生	ふりがな 氏 名	
	現 住 所			現 住 所	
	出身(在籍) 中 学 校			電話番	
中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日			出願者との関係		
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無					
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分					
備 考					
<small>記入上の注意 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。</small>					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式（手書き用）

		※受検番号	( )			
		収入証紙	※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。			
入 学 願 書						
令和 年 月 日						
高等学校長様						
出願者署名						
保護者等署名						
貴校に入学したいので、許可してください。						
出 願 者	出願課程 全日制の課程 定時制の課程	出願学科	第1志望	第2志望	第3志望	
			科	科	科	
	ふりがな 氏名		昭和・平成 年 月 日生	保護者等	ふりがな 氏名	
	現住所	□□□-□□□□			現住所	□□□-□□□□
	出身(在籍) 中学校					電話番
	中学校卒業 (卒業見込) 年月日				出願者 との関係	
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無			有・無			
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分		1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 (「通学区域規則」とは、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)をいう。) 8 ( )による就学				
		備考				

記入上の注意

- 1 「出願課程」、「出願者の生年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 2 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 3 北海道立高等学校通学区域規則に準じない、全日制の課程の市町村立高等学校を受検する場合、「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の8を○で囲み、括弧内に該当する市町村の通学区域規則等を記入すること。なお、この場合、普通教育を主とする学科に限らないこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

## 別記様式 1 (日本産業規格 A4 縦型)

写 真 台 紙	
※受検番号	( )
ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
出願する 高等学 校	(※) 高等学校)
出願課程	
出願学科	(※) 科)
写真を貼る位置 (写真は縦7センチメートル、 横5センチメートル、 出願前6か月以内に上半身を 正面から撮影したもの)	

令和8年度（2026年度）受検票		※受検番号 ( )														
出願者氏名																
出身（在籍）中学校																
出願する高等学校	（※）高等学校															
出願課程																
出願学科	（※）科															
学力検査実施校における検査時間等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査時間</th> <th>3月4日（水）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受検場入室</td> <td>8:40まで</td> </tr> <tr> <td>第1部</td> <td>国語 9:20～10:15</td> </tr> <tr> <td>第2部</td> <td>数学 10:35～11:30</td> </tr> <tr> <td>第3部</td> <td>社会 11:50～12:45</td> </tr> <tr> <td>第4部</td> <td>理科 13:35～14:30</td> </tr> <tr> <td>第5部</td> <td>英語 14:50～15:45</td> </tr> </tbody> </table>			検査時間	3月4日（水）	受検場入室	8:40まで	第1部	国語 9:20～10:15	第2部	数学 10:35～11:30	第3部	社会 11:50～12:45	第4部	理科 13:35～14:30	第5部	英語 14:50～15:45
検査時間	3月4日（水）															
受検場入室	8:40まで															
第1部	国語 9:20～10:15															
第2部	数学 10:35～11:30															
第3部	社会 11:50～12:45															
第4部	理科 13:35～14:30															
第5部	英語 14:50～15:45															
持参品	ア 受検票 イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。 ウ 上履き及び昼食															
(注) 1 出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとすること。 2 ※印の欄は記入しないこと。																
(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合については、別途連絡する。																

## 別記様式2（日本産業規格A4縦型）

(一般・推薦・連携型) 出願者一覧表

(注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。

一般、推薦及び連携型のいずれかを〇で用すること。

3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者についても、備考欄に「道外」と記入すること。

4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、備考欄に「配慮有」と記入すること。

## 別記様式3（日本産業規格A4縦型）

## 個 人 調 査 書

受検番号	
------	--

出願先高等学校		北海道			高等学校	全定通	日時信	制課程		
学籍の記録	1 学校名及び所在地									
	ふりがな 氏名	平成 年 月 日生(性別)				卒業年月	平成 年 月 卒業見込	令和 年 月		
	備考(転学の記録など)									
評 定					5 第3学年の行動の記録	基本的な生活習慣	思いやり・協力			
各教科の学習の記録	教科	学年	1	2		3	健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護		
	国語					自主・自律	勤労・奉仕			
	社会					責任感	公正・公平			
	数学					創意工夫	公共心・公徳心			
	理科									
	音楽									
	美術									
	保健体育									
	技術・家庭									
	外国語									
評定の合計		Ⓐ								
総合的な学習の時間の記録	3 第1学年				6 総合所見及び指導上参考となる諸事項	項目 学年	出席しなければならない日数	欠席日数	欠席の主な理由	
	第2学年					1				
	第3学年					2				
						3				
						備 考				
	4 特別活動の記録	第1学年								
	第2学年					作成年月日	令和 年 月 日			
	第3学年					中学校長名	中学校 印			
	(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。 2 ※印の欄は記入しないこと。 3 義務教育学校の後期課程の出願に当たっては、「第1学年」を「第7学年」と、「第2学年」を「第8学年」と、「第3学年」を「第9学年」と読み替えること。									
	<table border="1"> <tr> <td>点検者</td> <td>※</td> </tr> </table>									点検者
点検者	※									

## 備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
  - (1) 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
  - (2) 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
  - (3) 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
    - ア ⑦の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
    - イ ①の欄には、⑦の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
    - ウ ⑨の欄には、①の欄に記入した数の全学年の総和（最高315、最低63）を記入すること。
- 3 3の欄には、各学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容及び出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 5 5の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 6 6の欄には、個人調査書の1から5までの各欄に記載されていない事項を記入すること。  
なお、次のことに留意すること。
  - (1) 出願者の特徴や特技、成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況を記入すること。
  - (2) 出願者が参加した学校内外における奉仕活動、スポーツ活動・文化活動（学校部活動や地域クラブ活動を含む。）の行事、大会及び資格・検定試験等を記入する場合は、実績や成績のみではなく、活動からうかがうことのできる出願者の長所、個性や意欲、能力などについても記入すること。
  - (3) 観点別学習状況の評価に見られる長所や学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が、選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 7 7の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。  
なお、「備考」の欄は、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録その他出欠に関する特記事項等を記入すること。  
また、出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、遅刻、早退等の状況については記入しないこと。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、5の欄は斜線を引くこと。

別記様式4（日本産業規格A4縦型）

# 入学願書受付票

令和 年 月 日

中学校長様

高等学校長名

印

次のとおり入学願書を受け付けました。

課程	学科	出願者数	備考（一般・推薦・連携型の別等）

## 別記様式5 (日本産業規格A4横型)

## 令和8年度（2026年度）入学願書受付簿（一般・推薦・連携型）

# （科）課程

(注) 1 備考欄を区分して、受検番号、出願変更、再出願、住所などの記入に使用することは差し支えない。

一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。

一般、推薦及び連携型のいざれかを〇で囲むこと。

「道外」ににより出願した者は、就学学年区分に、就学年区分に記入すること。

別記様式6（日本産業規格A4縦型）

出願変更願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

ふりがな  
出願者署名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

- (1) 一般の場合の出願変更
- (2) 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更
- (3) 保護者等の転勤等に伴う出願変更（転居先住所）
- (4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更

（就職（内定）先 勤務場所 職種）

2 変更事項

事項	出願変更先		当初の出願先	
高等学校				
課程				
学科	第1志望	科	第1志望	科
	第2志望	科	第2志望	科
	第3志望	科	第3志望	科
住所	出願者			
	保護者等			
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分		1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 ( )高等学校通学区域規則による就学	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 ( )高等学校通学区域規則による就学	

上記の願い出があつたので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

- (注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 「学科」の欄については、2の学科を設置している高等学校への出願においては、第2志望まで記入することができます。3以上の学科を設置している高等学校への出願については、第3志望まで記入できます。  
 3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 4 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の8の（ ）には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村立高等学校の通学区域規則名となるよう記入すること。  
 5 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。  
 6 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいこと。

別記様式7（日本産業規格A4縦型）

## 出願変更承認書

出願者氏名

令和 年 月 日 付けで願い出のあった、北海道 高等学校 課程  
科に出願変更することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

別記様式8（日本産業規格A4縦型）

## 出願変更通知書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

高等学校長名 印

本校 課程 科に出願した次の者から、貴校 課程 科に

出願変更をしたい旨の願い出があり、これを承認したので、通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	
変更の理由	1 一般の場合の出願変更 2 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更 3 保護者等の転勤等に伴う出願変更（転居先住所 ） 4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更

（注）変更の理由の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式9（日本産業規格A4縦型）

## 特設受検場受検願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

□□□-□□□□

出願者住所

保護者等氏名

□□□-□□□□

保護者等住所

私は、次の理由により、

において受検したいので、承認してください。

記

理由

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10（日本産業規格A4縦型）

## 特設受検場受検承認書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、

において受検することを

承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

別記様式11（日本産業規格A4縦型）

## 委 託 受 檢 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者 氏名

□□□-□□□□

出願者 住所

保護者等 氏名

□□□-□□□□

保護者等 住所

私は、次の理由により、北海道 高等学校において受検したいので、承認して  
ください。

理由

記

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式12（日本産業規格A4縦型）

## 委 託 受 檢 承 認 書

出願者 氏名

令和 年 月 日 付けで願い出のあった、北海道 高等学校において  
受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

別記様式13（日本産業規格A4縦型）

## 追 檢 査 受 檢 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

受 檢 番 号

出願者署名

保護者等署名

私は、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたが、追検査を受検したいので、承認してください。

記

理由

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式14（日本産業規格A4縦型）

## 追 檢 査 受 檢 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日 付けで願い出のあった、追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

## 委 託 追 檢 査 受 檢 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

□□□-□□□□

出願者住所

保護者等氏名

□□□-□□□□

保護者等住所

私は、次の理由により、北海道 高等学校において追検査を受検したいので、承認して下さい。

記

理由

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

## 委 託 追 檢 査 受 檢 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日 付けで願い出のあった、北海道 高等学校において追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

## 受検（出願）証明書交付願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

保護者等氏名

私は、貴校を受検（貴校に出願）しましたが、北海道 高等学校（ 課程  
科）の第2次募集に出願したいので、受検（出願）証明書を交付してください。

上記のことについて願い出があるので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

## 受検（出願）証明書

出願者氏名

上記の者は、本校を受検（本校に出願）したことを証明します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

## 学力検査成績証明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

高等学校長名

印

次の1の者は、令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の2のとおりであることを証明します。

記

1 出願者氏名

2 学力検査の成績

国語	数学	社会	理科	英語	合計
点	点	点	点	点	点

※英語の聞き取りテストを受検しなかった受検者の英語の成績については、100点満点に換算した成績を記載すること。

## 出願事情説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

出願者氏名

保護者等氏名

出願の事情は、次のとおりです。

- 1 出願者現住所
- 2 保護者等の転居見込みの住所
- 3 出願者と保護者等の続柄
- 4 出願課程・学科
- 5 事情の説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在籍（又は出身）中学校長名

印

- (注) 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。  
2 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

## 出願状況

高等学校

課程		
学科		
募集人員(A)		
推薦枠		
当初の 出願者数	一般入学者選抜出願者数	
	推薦入学者選抜出願者数	
	道外からの出願	
	連携型入学者選抜出願者数	
	出願者数合計(B)	
	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区域規則	
	倍率 $\frac{(B)}{(A)}$	
過年度卒業生数（内数）		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 全日制の普通教育を主とする学科及び定時制の各学科（推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜を実施する高等学校を除く。）については、「推薦入学者選抜出願者数」及び「連携型入学者選抜出願者数」の欄を除いて報告すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (2) 全日制の普通教育を主とする学科……… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (3) 全日制の上記以外の学科…………… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、小数点以下は切捨てとする。
  - (5) 定時制の各学科…………… 募集人員の30%の数

## 出願変更後及び再出願後の出願状況

## 高等学校

課 程	
学 科	
募集人員(A)	推薦枠
推薦入学者選抜出願者数(B)	道外からの出願
連携型入学者選抜出願者数(C)	
出願変更後の一般入学者選抜出願者数(D)	
	3条1号
	3条2号
	3条3号
市町村立通学区域規則	
出願者数合計(E)=(B)+(C)+(D)	
倍率 $\frac{(E)}{(A)}$	
当初の一般入学者選抜出願者数(F)	
出願変更による 増減	増 減 増-減
当初出願後の道外からの出願者数(内数)	
推薦入学確約書提出者数(G)	道外からの出願
連携型入学確約書提出者数(H)	
実募集人員(I)=(A)-(G)-(H)	
再出願後の全出願者数(I)	
	3条1号
	3条2号
	3条3号
市町村立通学区域規則	
	道外からの出願
倍率 $\frac{(I)}{(I)}$	
再出願者数	
	3条1号
	3条2号
	3条3号
市町村立通学区域規則	
	道外からの出願
再出願の状況	推薦で合格内定とならなかった数
	道外からの出願
	再出願手続者数
	道外からの出願
再出願先	当初と同じ大学科
	道外からの出願
再出願先	当初と異なる大学科名
	人数
出願変更後の出願変更する者の数	増 減
	再出願による者の数
	道外からの出願
備 考	

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ、報告すること。

2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。

3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。

4 「再出願の状況」の欄は、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。

5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。

(1) 全日制の農業及び水産に関する学科……募集人員の50~90%の範囲において高等学校長が定めた数  
(2) 全日制の普通教育を主とする学科……募集人員の10~40%の範囲において高等学校長が定めた数  
(3) 全日制の上記以外の学科……募集人員の30~50%の範囲において高等学校長が定めた数  
(4) 連携型推薦入学者選抜……………(2)と同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数のうちの10~40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。

(5) 定時制の各学科……………募集人員の30%の数

6 「出願変更後の出願者数の増減の内訳」の欄は、管外へ(から)の移動の数のみ記入すること。

## 合 格 者 数 及 び 欠 員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
学力検査受検者数（第1志望のみ）	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
学力検査受検者で合格した数（第2志望、第3志望による合格者含む） (A)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
推薦入学者選抜合格者数(B)	
道外からの出願	
連携型入学者選抜合格者数(C)	
合格者数計(A)+(B)+(C)	
欠員	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
不合格者数	
備 考	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。  
 3 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。  
   (1) 出願者が募集人員に達しない学科において不合格があった場合  
   (2) 出願者が募集人員に達していない不合格者を出したために合格者が募集人員を下回った場合  
 4 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

## 追加合格者数及び第2次募集の人員

高等学校

課程	
学科	
募集人員	
合格者数(A)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
(A)のうち入学意思のない者の数(B)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
追加合格者数(C)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
入学予定者数(A)-(B)+(C)	
第2次募集人員	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

## 第2次募集の合格者数

高等学校

課程	
学科	
募集人員	
入学予定者数	
第2次募集人員	
出願者数（第2次）	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
選抜の対象となった者の数（第2次）	
合格者数（第2次）	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	

(注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。

(入学予定者数) = (3月17日の合格者数) - (入学意思のない者の数) + (追加合格者数)  
 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則に該当する数は内数とすること。

## 定時制の第2次募集後の入学者数

高等学校

学 科	
募集人員	
3月27日現在の入学予定者数	
3月30日現在の募集人員	
3月30日以降の出願者数	
選抜の対象となった者の数	
3月30日以降の合格者数	
4月22日現在の入学者数	

別記様式26（日本産業規格A4縦型）

特別な配慮を必要とする生徒の状況

高等学校

出願先 学校名	課程	学科	出身中学校名	性別	特別な配慮 を必要とする 理由	特別な配慮の内容

## 別記様式27（日本産業規格A4縦型）

## 面接、実技の実施

高等学校

小学科名			
面接			実施の有無
対象者			全員
			過年度卒のみ
日時			3月4日 開始予定時刻～ 終了予定時刻
			3月5日 開始予定時刻～ 終了予定時刻
形式			個人
			集団（人）
時間（分）			
担当教員数（人）			
実技			実施の有無
			内容
			開始予定時刻～終了予定時刻

## 記入要領

- 面接及び実技の「実施の有無」の欄には、「有」又は「無」を記入すること。また、面接の形式については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入し、集団面接の場合は、「集団（人）」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

## 令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。

ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和8年度（2026年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p. 130、p. 131）に確認すること。



## 第3 令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象学科

#### （1）全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の別表に定める石狩学区の通学区域に保護者等の住所の存する者及び帰国子女等とする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通教育を主とする学科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

ウ その他の普通教育を主とする学科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

#### （2）全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

#### 【留意事項】

令和8年（2026年）4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程の第1学年において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

##### 1 普通教育を主とする学科

普通、地域探究及び文理探究の各学科

##### 2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸デザイン、園芸観光デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活及び未来農業の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、電気、電気情報工学、電気情報システム、電気・建築、情報技術、建築、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、会計マネジメント、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント、情報マネジメント及び地域産業ビジネスの各学科

水産に関する学科
海洋漁業、海洋技術、水産食品、栽培漁業、機関工学、情報通信、海洋資源及び食品創造の各学科
家庭に関する学科
家政及び生活デザインの各学科
看護に関する学科
衛生看護科
福祉に関する学科
福祉科
理数に関する学科
理数及び理数探究の各学科
体育に関する学科
体育科
外国語に関する学科
国際文化及び国際教養の各学科
3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
総合学科

### (3) 定時制の課程

全ての学科において実施することができる。

## 2 推薦による入学者の範囲

### (1) 全日制の課程

- ア 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の50～90%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- イ 普通教育を主とする学科においては、募集人員の10～40%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- ウ その他の学科においては、募集人員の30～50%程度の範囲の数において高等学校長が定める。

### (2) 定時制の課程

募集人員の30%程度の数とする。

## 3 出願資格

### (1) 全日制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和8年（2026年）3月末日までに道内の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受け入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- ウ 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

### 【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

2 令和8年（2026年）3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、北海道札幌国際情報高等学校に出願することができる。

## （2）定時制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和8年（2026年）3月末日までに道内の中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者（夜間中学を卒業する見込みの者を含む。）
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
- ウ 普通教育を主とする学科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者
- エ 普通教育を主とする学科以外の学科においては、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

## 4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月19日（月）～	9:00～16:30
令和8年（2026年）1月22日（木）	（22日は12:00までとする。）

## 5 出願の手続

### （1）出願できる学科

#### ア 全日制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあっては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の（2）に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項における全日制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

#### イ 定時制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の（2）に定める第3志望により出願することはできない。

【留意事項】

この要項における定時制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科及び商業に関する学科

(2) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）が出願する場合は、次の(ア)～(カ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間

令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

【留意事項】

- 1 入学願書の作成  
ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。  
なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。
- 2 入学願書の入力
  - (1) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。
  - (2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。ただし、「第3志望」は「-（第3志望なし）」を選択することとし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」は「-（第2志望なし）」を選択すること。

(イ) 写真台紙（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

(ウ) 受検票（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）

(エ) 自己推薦書（全日制課程受検者用（別記様式1）又は定時制課程受検者用（別記様式4））

(オ) 農業自営予定者説明書（別記様式2）

全日制の課程における農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

(カ) 漁業自営予定者説明書（別記様式3）

全日制の課程における水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

#### イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。

(ア) 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

(イ) 個人調査書（一般要項の別記様式3による。令和8年（2026年）2月3日（火）正午までに提出すること。）

##### 【留意事項】

- 1 (ア)及び(イ)の用紙は、中学校において作成すること。
- 2 (ア)は、出願時に提出すること。
- 3 定時制の課程において、中学校卒業後5年を経過した出願者については、(イ)の作成を要しない。
- 4 個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考個人調査書の記入について」(36ページ)によること。
- 5 個人調査書を高等学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

#### ウ 高等学校長の手続

(ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式4による。）を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和8年（2026年）1月28日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

##### 【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

## 6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	1月26日（月）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 7 出願変更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

## 8 面接等

面接等は、令和8年（2026年）2月10日（火）に行うこと。ただし、これにより難い場合は、令和8年（2026年）2月12日（木）に引き続き行うことができる。

### （1）面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

### （2）面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

### （3）英語の聞き取りテスト等

全日制の課程において、高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

### 【留意事項】

- 1 体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること。）。
- 2 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 3 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 4 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。
- 5 面接等の期日の延期を行ってもなお受検できない出願者がいる場合、当該高等学校長は、再出願について学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

（1）出願者から提出された自己推薦書、農業自営予定者説明書や漁業自営予定者説明書

（2）中学校長から提出された個人調査書

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

（3）面接の結果

（4）英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

## 10 合格内定者の通知及び入学の確約

（1）高等学校長は、合格内定者に、令和8年（2026年）2月18日（水）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式5）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

## 【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確認書（別記様式6）を提出させ、その入学確認書を令和8年（2026年）2月19日（木）から2月24日（火）午後4時までの間に出願先高等学校長に送付すること。

## 【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確認書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和8年（2026年）2月24日（火）午後4時までに電話で高等学校長に報告すること。

## 11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	2月18日（水）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 12 再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確認書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）2月19日（木）～ 令和8年（2026年）2月24日（火） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30 (24日は16:00までとする。)

(3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式9）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式10）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和8年（2026年）2月27日（金）までに再出願通知書（別記様式11）、再出願願の写し及び出願者の出願書類（自己推薦書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

## 推薦要項

### ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和8年（2026年）2月27日（金）までに出願者に交付すること。

#### 【留意事項】

- 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和3年（2021年）11月25日付け教高第2150号教育長通知）（184ページ）を参照すること。
- 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

（5）再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	3月2日（月）	11:00	学力向上推進課ウェブページ

## 13 合格発表

高等学校長は、令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

#### 【留意事項】

- 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。
- なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## 14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月6日（木）	この日まで	N.S.	11月13日（木）まで	N.S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月23日（金）	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	面接等の終了状況	2月10日（火）又は2月12日（木）	終了後直ちに	同上	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接の状況等
4	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日（木）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	推薦入学合格内定者数	2月17日（火）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
6	入学確認書を提出しなかった者の数	2月26日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

## 15 その他の

（1）この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

- (2) 出願者が作成する書類（ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。）については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

再出願における、当初の出願先の高等学校長から再出願先高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

## 自己推薦書（全日制課程受検者用）

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制の課程の

科へ、次の理由により自己推薦します。

1 入学を志望する理由や抱負について

（この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。）

2 中学校の各教科（選択教科を含む。）や総合的な学習の時間における学習について

（中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。）

3 中学校在学中における学校内外の諸活動について

（中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。）

（注）1 出願者が記入、作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。

2 ※印の欄は記入しないでください。

## 農業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明（保護者等が記入）

(注) 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。  
2 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

## 漁業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明（保護者等が記入）

(注) 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。  
2 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

## 自己推薦書（定期制課程受検者用）

## 北海道

高等学校長 様

令和 年 月 日

在籍中学校  
又は職場名

出願者署名

私は、貴校の定時制の課程の

科へ、次の理由により自己推薦します。

### 【自己推薦する理由】

- 1 入学を希望する理由と、入学後、特に力を入れたいこと（スクール・ポリシーを踏まえて記入すること）

- ## 2 高校生活で伸ばしたい自分の長所

- ### 3 自己PR（学級活動、生徒会活動、部活動、ボランティア活動の実績、資格取得への取組等）

(注) 出願者が具体的に文章で記入してください (※印の欄は記入しないでください。)。

## 合 格 内 定 通 知 書

令和　年　月　日

中学校名

受検番号　科　番

氏　名　　様

北海道　　高等学校長名　　印

あなたは、令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜において、本校  
制の課程の　　科の合格者に内定したので通知します。

別記様式6（日本産業規格A4縦型）

(

中学校長経由)

## 入 学 確 約 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

このたび、令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校  
制の課程の  
受けました。

科の合格者に内定した旨通知を

については、貴校に入学することを、ここに確約します。

- (注) 1 中学校に在学している者は、（中学校長経由）に中学校名を記入し、中  
学校長経由で提出すること。  
2 保護者等署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。  
3 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとすること。  
4 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、  
印刷してもよい。

別記様式7（日本産業規格A4縦型）

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施  
高等学校

小学科名			
英語の聞き取りテスト	実施の有無		
	開始予定時刻～終了予定時刻		
英語による問答	実施の有無		
	形式	個人	
		集団（人）	
	時間（分）		
担当教員数（人）			
実技	実施の有無		
	内容		
	開始予定時刻～終了予定時刻		
作文	実施の有無		
	字数		
	テーマ選択の有無		
	時間（分）		

記入要領

- 「実施の有無」及び「テーマ選択の有無」は、「有」又は「無」を記入すること。
- 英語による問答の「形式」については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入すること。集団面接の場合は、「集団（人）」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。
- 作文における「字数」については、例えば400字から600字である場合、「400～600」のように記入すること。

別記様式8 (日本産業規格A4縦型)

# 推薦・連携型入学者選抜に係る状況

## 高等学校

課 程		
学 科		
募集人員		
推 薦 枠		
出願者数	推薦入学者選抜	
	道外からの出願	
内定者数	連携型入学者選抜	
	推薦入学者選抜	
	道外からの出願	
備 考	連携型入学者選抜	
	面接を受けなかった者の数	推薦入学者選抜
		道外からの出願
		連携型入学者選抜
	面接を延期した者の数	推薦入学者選抜
		道外からの出願
		連携型入学者選抜
	確約書を提出しなかった者の数	推薦入学者選抜
		道外からの出願
		連携型入学者選抜
備考に係る理由		

- (注) 1 推荐入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。
- 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。
- 4 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科……… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
- (2) 全日制の普通教育を主とする学科……… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
- (3) 全日制の上記以外の学科…………… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
- (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれ以降においては、募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。
- (5) 定時制の各学科…………… 募集人員の30%の数

## 別記様式9（日本産業規格A4縦型）

## 再出願願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

ふりがな  
出願者署名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事項	再出願先		推薦入学出願先	
高等学校				
課程				
学科	第1志望	科	第1志望	第2志望
	第2志望	科		科
	第3志望	科		科
住所	出願者			
	保護者等			
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 ( ) 高等学校通学区域規則による就学			

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名

印

- (注) 1 「学科」の欄については、志望により第3志望まで記入すること。  
 2 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の8の( )内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村立高等学校の通学区域規則名となるよう記入すること。  
 4 中学校長名には、中学校名も併記すること。  
 5 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよい。

別記様式10（日本産業規格A4縦型）

## 再出願承認書

出願者氏名

令和 年 月 日 付けで願い出のあった、北海道 高等学校 課程

科に再出願することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

別記様式11（日本産業規格A4縦型）

## 再出願通知書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名

印

本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科



## 令和8年度（2026年度）連携型中高一貫教育を実施する 道立高等学校入学者選抜実施要項

- ※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。  
ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和8年度（2026年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p. 130、p. 131）に確認すること。
- ※ 本手引においては、令和8年度（2026年度）連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項と同様の扱いをして支障が生じない町立高等学校について、★印を付して掲載している。



## 第4 令和8年度（2026年度）連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）、一般入学者選抜（以下「連携型一般入学者選抜」という。）及び推薦入学者選抜（以下「連携型推薦入学者選抜」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 連携型入学者選抜

#### （1）対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校（以下「連携高等学校」という。）

##### 【留意事項】

1 対象校は次のとおりである。

連携高等学校	連携中学校
北海道鵡川高等学校	むかわ町立鵡川中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校
	鹿追町立瓜幕中学校
北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立知床未来中学校
★北海道えりも高等学校	えりも町立えりも中学校

※ 連携型中高一貫教育を実施している市町村立高等学校には、★印を付している。

2 次の高等学校及び義務教育学校については、特例として、連携型入学者選抜を実施する。

高等学校	義務教育学校
北海道湧別高等学校	湧別町立芭露学園
	湧別町立ゆうべつ学園
	湧別町立上湧別学園

3 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）、連携型一般入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項（以下「有朋高校要項」という。）並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの連携型入学者選抜により出願することはできない。

(2) 出願資格

連携型中高一貫教育を実施している中学校及び特例として連携型入学者選抜を実施する義務教育学校（以下「連携中学校等」という。）を令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者（令和8年（2026年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）

(3) 募集人員

別に告示するところによる。

(4) 入学者の範囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月19日（月）～ 令和8年（2026年）1月22日（木）	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

(6) 出願の手続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校等の校長から請求があったときは、「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙を交付するものとする。

【留意事項】

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、連携高等学校において作成するものとし、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））の提出

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離すこと。

2 入学願書の入力

- (1) 「出願区分」で連携型を選択すること。
- (2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。ただし、「第2志望」及び「第3志望」は、「ー（第2志望なし）」及び「ー（第3志望なし）」をそれぞれ選択すること。

## (イ) 連携中学校等の校長の手続

連携中学校等の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

- a 入学願書
- b 写真台紙（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）
- c 受検票（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）
- d 「中高一貫教育による学習のまとめ」
- e 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

## 【留意事項】

- 1 出願者一覧表用紙は、連携中学校等において作成すること。
- 2 a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

## (ウ) 連携高等学校の校長の手続

- a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式4による。）を当該連携中学校等の校長に交付すること。
- b 連携高等学校の校長は、令和8年（2026年）1月28日（水）までに受検票を当該連携中学校等の校長を経由して出願者に交付すること。

## 【留意事項】

- 受検票を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

## (7) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	1月26日（月）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## (8) 出願変更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

## (9) 面接等

面接等は、令和8年（2026年）2月10日（火）に行うこと。ただし、これにより難い場合は、令和8年（2026年）2月12日（木）に引き続き行うことができる。

## ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

## イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

## ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校等の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校等の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

(10) 選 抜 の 方 法

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を実施した場合は、その結果

(11) 合格内定者の通知及び入学の確約

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、令和8年（2026年）2月18日（水）までに当該連携中学校等の校長を経由して合格内定通知書（推薦要項の別記様式5に準ずる。）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて当該連携中学校等の校長に対し、合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

アの書類を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

イ 連携中学校等の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（推薦要項の別記様式6に準ずる。）を提出させ、その入学確約書を令和8年（2026年）2月19日（木）から2月24日（火）午後4時までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

【留意事項】

連携中学校等の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和8年（2026年）2月24日（火）午後4時までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

(12) 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

## (13) 再出願

ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確認書を提出しなかった者は再出願を認めない。

イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

## 【留意事項】

連携中学校等の校長は、令和8年（2026年）2月27日（金）までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校（市立札幌大通高等学校を除く。）の校長あて送付すること。

## (14) 合格発表

連携高等学校の校長は、令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

## 【留意事項】

連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校等の校長に対し、当該連携中学校等からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## (15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月23日（金）	10:00まで	電話 又は N.S.	13:00まで	N.S.	一般要項の別記様式21
2	面接等の終了状況	2月10日（火）又は2月12日（木）	終了後直ちに	N.S.	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接状況等
3	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月12日（木）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	連携型入学者選抜合格内定者数	2月17日（火）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確認書を提出しなかった者の数	2月26日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

## (16) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 出願者が作成する書類（ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。）については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

ウ 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、連携中学校等の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

エ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校校長への出願書類の送付

## 2 連携型一般入学者選抜

連携型一般入学者選抜は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

### (1) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者（令和8年（2026年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜、有朋高校要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型一般入学者選抜により出願することはできない。

### (2) 実募集人員

募集人員から連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

### (3) 出願変更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

一般要項の「8 出願変更」による。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。

ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ及びエによる。

## 3 連携型推薦入学者選抜

連携型推薦入学者選抜は、連携中学校等の第3学年の在籍者数（令和7年（2025年）5月1日現在）が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続については次によるものとする。

### (1) 出願資格

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者（令和8年（2026年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜及び有朋高校要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

**(2) 入学者の範囲**

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲の数を「推薦枠」として高等学校長が定める。また、小数点以下は切捨てとする。

**(3) 出願変更**

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、推薦枠が1名に満たないときは、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

**(4) 出願変更の手続**

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。



## 令和8年度（2026年度）北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項



## 第5 令和8年度（2026年度）北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

(令和7年（2025年）9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度（2026年度）の北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程、技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

**1 単位制による定時制の課程**

## (1) 一般入学者選抜

## ア 募集人員

別に告示するところによる。ただし、募集については、前期と後期に行い、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合の当該人員に限る。

## イ 出願できる学科

普通科

事務情報科

## ウ 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）の「2 出願資格格」に準ずる。

**【留意事項】**

一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項（以下「連携型要項」という。）、この要項における単位制による定時制の課程の自己推薦による入学者選抜（以下「自己推薦選抜」という。）、この要項における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜（以下「技能教育施設の選抜」という。）、この要項における通信制の課程の入学者選抜（以下「通信制の選抜」という。）及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項（以下「道外推薦要項」という。）並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの単位制による定時制の課程の一般入学者選抜（以下「単位制一般選抜」という。）により出願することはできない。

## エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

	受付期間	受付時間
前期	令和8年（2026年）3月10日（火）～ 令和8年（2026年）3月18日（水） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (18日は15:00までとする。)
後期	令和8年（2026年）8月21日（金）～ 令和8年（2026年）8月28日（金） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (28日は12:00までとする。)

## 才 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道有朋高等学校学則（昭和 55 年北海道教育委員会規則第 8 号）第 8 条の規定による入学願書（同規則別記第 1 号様式の 2））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和 39 年北海道条例第 41 号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間	
前期	令和 7 年（2025 年）12 月 5 日（金）～令和 8 年（2026 年）3 月 18 日（水）
後期	令和 8 年（2026 年）8 月 3 日（月）～令和 8 年（2026 年）8 月 28 日（金）

## (イ) 写真

出願前 6 か月以内に上半身を正面から撮影したもの（北海道有朋高等学校長が別途指定する用紙の所定の欄に貼り付けること。）

## (ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）が作成したもの（一般要項の別記様式 3 による。）。ただし、中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後 5 年を経過した者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 14 条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）が出願する場合は、出願資格が分かれる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）をもって個人調査書に代えるものとする。

## 【留意事項】

出願手続に当たっては、「令和 8 年度（2026 年度）単位制課程募集要項」を必ず請求し、本募集要項の指示に従い、必要書類を提出すること。請求方法は、次の 1 及び 2 の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

1 出願書類の用紙の請求は、角形 2 号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田 9 条 7 丁目）あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「一般入学」と明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料（切手代）が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

## カ 入学者の選抜等

## (ア) 作文及び面接

前期は令和 8 年（2026 年）3 月 24 日（火）、後期は令和 8 年（2026 年）9 月 3 日（木）に実施する。

## 【留意事項】

作文及び面接を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して北海道有朋高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる（成人の出願者は、直接北海道有朋高等学校長に申し出ること。）。

## (イ) 学力検査（一般要項「9 学力検査」とは異なるもの）

後期のみ令和8年（2026年）9月3日（木）に実施する（検査教科は、国語、数学及び英語）。

## (ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

## キ 合格発表

北海道有朋高等学校長は、前期は令和8年（2026年）3月30日（月）午前10時、後期は令和8年（2026年）9月10日（木）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

## ク その他

(ア) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(ウ) この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## (2) 自己推薦による入学者選抜（前期のみ）

## ア 出願できる学科

普通科

事務情報科

## イ 出願資格

自己推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者であること。

(ア) 令和8年（2026年）3月末日までに道内の中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校を卒業する見込みの者（夜間中学を卒業する見込みの者を含む。）又は勤労青少年

(イ) 北海道有朋高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを北海道有朋高等学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの

(ウ) 普通科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者 事務情報科においては、事務情報科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

## 【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、技能教育施設の選抜及び通信制の選抜並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの自己推薦選抜により出願することはできない。

## ウ 自己推薦による入学者の範囲

各科の募集人員の30%程度の数とする。

## エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月19日（月）～ 令和8年（2026年）1月22日（木）	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

## 有朋高校要項

### オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

#### (ア) 入学願書

単位制一般選抜に同じ。

ただし、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間

令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

#### (イ) 写真

単位制一般選抜に同じ。

#### (ウ) 個人調査書

単位制一般選抜に同じ。

#### (エ) 入学検定料

単位制一般選抜に同じ。

#### (オ) 自己推薦書

別記様式1による。

#### 【留意事項】

出願手続に当たっては、「令和8年度(2026年度)単位制課程募集要項」を必ず請求し、必要書類を提出すること。請求方法は、次の1及び2の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「推薦入学」と明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料(切手代)が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

### カ 入学者の選抜等

#### (ア) 面接の実施

令和8年(2026年)2月10日(火)に行うこと。ただし、これにより難い場合は、令和8年(2026年)2月12日(木)に引き続き行うことができる。

#### (イ) 合格内定通知

北海道有朋高等学校長は、令和8年(2026年)2月18日(水)までに合格内定者に通知すること。

#### (ウ) 入学確認書の提出

令和8年(2026年)2月19日(木)から令和8年(2026年)2月24日(火)午後4時までの間に入学確認書(別記様式2)を北海道有朋高等学校長に提出すること。

#### (エ) 入学者の選抜

個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)、自己推薦書及び面接の結果を資料として総合的に判定する。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

### キ 再出願

合格内定とならなかった者については、当初出願した学科と関わりなく単位制一般選抜及び他の高等学校の一般入学者選抜への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確認書を提出しなかった者は再出願を認めない。

- (ア) 再出願の受付期間及び受付時間は、推薦要項の「12 再出願」の(2)による。  
 (イ) 単位制一般選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)による。  
 (ウ) 他の高等学校の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)及び(4)による。この場合、一般要項の入学願書（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）別記第3号様式）及び写真台紙（一般要項の別記様式1）を添付すること。

ク 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和8年（2026年）3月30日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

ケ その他

単位制一般選抜の「ク その他」に同じ。

## 2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 出願できる学科

商業に関する学科

(3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、通信制の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの技能教育施設の選抜により出願することはできない。

(4) 出願の手続

出願者は、次の書類を各技能連携施設を経由して北海道有朋高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書（同規則別記第1号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の申請システムにより、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間	
令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）4月7日（火）	

イ 写真

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの（写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は写真を入学願書の所定の欄に貼り付けること。）

ウ その他必要書類

必要書類の請求は、各技能教育施設あてに行うこと。

(5) 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和8年（2026年）4月7日（火）までに本人に通知すること。

(6) その他

ア 「技能教育施設との連携措置」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号）第5条に定めるところにより、技能教育のための施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をいうこと。

イ 出願の受付及び入学者選抜については、北海道有朋高等学校長の定めるところによること。

ウ その他出願に関する問合せは、各技能教育施設あてに行うこと。

### 3 通信制の課程

#### (1) 募集人員

別に告示するところによる。

#### (2) 出願できる学科

普通科

#### (3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

#### 【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、技能教育施設の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの通信制の選抜により出願することはできない。

#### (4) 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年(2026年)2月13日(金)～ 令和8年(2026年)3月18日(水) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30 (18日は15:00までとする。)

#### (5) 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書（同規則別記第1号様式の3））

出願者は、あらかじめウェブ上の申請システムにより、必要事項を入力・申請して作成すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)3月18日(水)

イ 写真

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの（写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は写真を入学願書の所定の欄に貼り付けること。）

ウ 個人調査書

中学校長が作成したもの（一般要項の別記様式3による。）。ただし、中学校卒業後5年を経過した出願者については、出願資格が分かる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）及び出願理由書（北海道有朋高等学校長が定める様式によること。）をもって個人調査書に代えるものとする。

**【留意事項】**

出願手続に当たっては、「令和8年度（2026年度）募集要項（通信制課程普通科）」を必ず請求し、本募集要項の指示に従い、必要書類を提出すること。請求方法は、次の1及び2の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目）あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「通信制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と編入学の別を明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料（切手代）が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

**(6) 入学者の選抜**

個人調査書又は出願理由書により入学者の選抜を行い、学力検査を実施しない。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

**(7) 合格発表**

北海道有朋高等学校長は、令和8年（2026年）3月30日（月）に本人に通知すること。

**(8) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

イ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 4 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況（推薦入学者選抜）	1月23日（金）	10:00まで	電話 又は N.S.	13:00まで	N.S.	一般要項の別記様式21に 準ずる
2	面接等の終了状況（推薦入学者選抜）	2月10日（火）又は2月12日（木）	終了後 直ちに	同上	学校の報告 確認後直ちに	同上	終了時刻、面接状況等
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日（木）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に 準ずる
4	推薦入学合格内定者数	2月17日（火）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	同上
5	入学確認書（推薦）を提出しなかった者の数	2月26日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	同上
6	再出願後の出願状況	2月26日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21の 2に準ずる
7	一般入学者選抜（前期）の出願状況	3月19日（木）	15:00まで	同上	16:00まで	同上	入選報告システムに係る マニュアルに基づく
8	単位制による定時制の課程（前期）の合格者数	3月30日（月）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	同上
9	入学者選抜実施状況	4月28日（火）	この日まで	同上	5月12日（火）まで	同上	同上
10	単位制による定時制の課程の募集人員（後期）	7月1日（水）	この日まで	同上	7月2日（木）まで	同上	同上
11	一般入学者選抜（後期）の出願状況	8月31日（月）	10:00まで	同上	11:00まで	同上	同上
12	一般入学者選抜（後期）の合格者数	9月10日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	同上

（注）技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程は、「9」についてのみ報告すること。

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

		※受付番号 ( )
取入証紙		
入学願書		
年 月 日		
北海道有朋高等学校長様		写真を貼る位置 縦7センチメートル、 横5センチメートル 又は 縦4センチメートル、 横3センチメートル  出願前6か月以内に上半身を 正面から撮影したもの
出願者署名  保護者等署名		
貴校に入学したいので、許可してください。		
出願課程  技能教育施設との連携措置による定時制の課程		出願学科
出 願 者	ふりがな 氏名	生
	現住所	電話番
	学歴	出身(在籍)中学校  中学校卒業(卒業見込)年月日
保護者等	ふりがな 氏名	出願者との関係
	現住所	電話番
備考		
記入上の注意 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

	※受検番号	( )		
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; width: 100%; height: 40px;"></div>				
<b>入 学 願 書</b>				
年 月 日				
北海道有朋高等学校長 様				
出願者署名				
保護者署名				
貴校に入学したいので、許可してください。				
		第1志望	第2志望	
出 願 者	ふりがな 氏 名	生		
	現 住 所	電話 番		
学 歴		学校名（課程名）		入学年月日
保 護 者 等	ふりがな 氏 名	出願者との関係		
	現 住 所	電話 番		
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無				
備 考				
記入上の注意 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

※受付番号

( )

## 入 学 願 書

年 月 日

北海道有朋高等学校長様

写真を貼る位置

出願者署名

縦7センチメートル、  
横5センチメートル  
又は  
縦4センチメートル、  
横3センチメートル

保護者等署名

出願前6か月以内に上半身を  
正面から撮影したもの

貴校に入学したいので、許可してください。

出願課程及び出願学科		通信制の課程 普通科	
出 願 者	ふりがな 氏 名		生
	現 住 所		電話 番
学 歴	学校名（課程名）		入学年月日
保 護 者 等	ふりがな 氏 名		出願者との関係
	現 住 所		電話 番
希望する 面接指導等 実施施設等	第1希望		
	第2希望		
備 考			

記入上の注意

「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

## 自 己 推 薦 書

令和 年 月 日

北海道有朋高等學校長 様

在籍中学校名  
又は職場名

出願者署名

私は、貴校単位制による定時制の課程の

科へ、次の理由により自己推薦します。

### 【自己推薦する理由】

- 1 入学を希望する理由と、入学後、特に力を入れたいこと（スクール・ポリシーを踏まえて記入すること）

- ## 2 高校生活で伸ばしたい自分の長所

- ### 3 自己PR（学級活動、生徒会活動、部活動、ボランティア活動の実績、資格取得への取組等）

(注) 出願者が具体的に文章で記入してください (※印の欄は記入しないでください。)。

別記様式2（日本産業規格A4縦型）

（中学校長経由）

## 入 学 確 約 書

令和 年 月 日

北海道有朋高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

このたび、令和8年度（2026年度）北海道有朋高等学校自己推薦による入学者選抜において、貴校単位制による定時制の課程の  
受けました。

科の合格者に内定した旨通知を

については、貴校に入学することを、ここに確約します。

- (注) 1 中学校に在学している者は、（中学校長経由）に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。  
2 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとすること。



## 令和8年度（2026年度）道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項



## 第6 令和8年度（2026年度）道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 北海道美唄聖華高等学校専攻科

（看護科）

（1）実募集人員

別に告示する募集人員から、令和8年（2026年）3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

（2）修業年限

2年

（3）出願資格

次の各号に該当する者であること。

ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者  
イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

（4）出願期間

令和8年（2026年）1月19日（月）午前9時から令和8年（2026年）1月22日（木）正午まで

（5）出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に對し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

## 専攻科要項

### (6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東6条北2丁目1番1号（電話 0126-64-2385）

### (7) 検査日

令和8年（2026年）2月10日（火）午前9時

### (8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

### (9) 合格発表

ア 出願校の校長は、令和8年（2026年）2月18日（水）に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確認書（別記様式2）を令和8年（2026年）2月24日（火）正午までに出願校の校長に提出すること。

### (10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 2 北海道小樽水産高等学校専攻科

### （漁業科）

#### (1) 募集人員

別に告示するところによる。

#### (2) 修業年限

2年

#### (3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号に規定する海技士（航海）の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第三種漁船）による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第3の海技士身体検査基準表に規定する基準を満たす者

#### (4) 出願期間

令和8年（2026年）1月5日（月）午前9時から令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

#### (5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

- イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）
- カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町9番1号（電話 0134-25-0063）

(7) 検査日

令和8年（2026年）2月2日（月）午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

- ア 出願校の校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）に本人に通知すること。
- イ 合格者は入学確約書（別記様式2）を令和8年（2026年）2月20日（金）正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(情報通信科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 水産高等学校の情報通信に関する学科又はこれに準ずる学科（コース）を令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者

## 専攻科要項

イ 高等学校を卒業した者又は令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの

### （4）出願期間

令和8年（2026年）1月5日（月）午前9時から令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

### （5）出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

#### 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に對し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

### （6）出願場所及び受検場所

漁業科に同じ。

### （7）検査日

漁業科に同じ。

### （8）選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

### （9）合格発表

漁業科に同じ。

### （10）その他

漁業科に同じ。

## 3 北海道函館水産高等学校専攻科

### （機関科）

#### （1）募集人員

別に告示するところによる。

#### （2）修業年限

2年

#### （3）出願資格

高等学校を卒業した者又は令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

- ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第2号に規定する海技士（機関）の資格に関する単位を15単位以上修得している者
- イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第三種漁船）による乗船履歴を2か月以上有している者
- ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第3の海技士身体検査基準表に規定する基準を満たす者

#### (4) 出願期間

令和8年（2026年）1月5日（月）午前9時から令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

#### (5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）
- カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

#### (6) 出願場所及び受検場所

北海道函館水産高等学校

〒049-0111 北斗市七重浜2丁目15番3号（電話 0138-49-2412）

#### (7) 検査日

令和8年（2026年）2月2日（月）午前9時

#### (8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

#### (9) 合格発表

- ア 出願校の校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）に本人に通知すること。
- イ 合格者は入学確約書（別記様式2）を令和8年（2026年）2月20日（金）正午までに出願校の校長に提出すること。

#### (10) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

#### 4 北海道富良野高等学校農業特別専攻科

##### (園芸科学科)

###### (1) 募集人員

別に告示するところによる。

###### (2) 修業年限

2年

###### (3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

エ その他北海道富良野高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

###### (4) 出願期間

令和8年（2026年）1月8日（木）午前9時から令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

###### (5) 出願手続

次に掲げる書類を、令和8年（2026年）3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

##### 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に對し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

###### (6) 出願場所及び受検場所

北海道富良野高等学校

〒076-0037 富良野市西町1番1号（電話 0167-22-2594）

###### (7) 検査日

令和8年（2026年）1月30日（金）午前10時

###### (8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに出願書類の審査により総合的に行う。

**(9) 合格発表**

出願校の校長は、令和8年（2026年）2月6日（金）に本人に通知すること。

**(10) 合格発表後の入学者選抜**

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和8年（2026年）4月3日（金）までの間に選抜の上、入学させることができる。

**(11) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校校長又は在籍高等学校校長は出願しようとする高等学校校長にその事情を説明し、当該高等学校校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 5 北海道稚内高等学校専攻科

### （看護科）

**(1) 実募集人員**

別に告示する募集人員から、令和8年（2026年）3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

**(2) 修業年限**

2年

**(3) 出願資格**

次の各号に該当すること。

ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者

イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

**(4) 出願期間**

令和8年（2026年）1月19日（月）午前9時から令和8年（2026年）1月22日（木）正午まで

**(5) 出願手続**

次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校校長又は在籍高等学校校長が作成したもの）

エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に對し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道稚内高等学校

〒097-0017 稚内市栄1丁目4番1号（電話 0162-33-4154）

(7) 検査日

令和8年（2026年）2月10日（火）午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 出願校の校長は、令和8年（2026年）2月18日（水）に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確認書（別記様式2）を令和8年（2026年）2月24日（火）正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校校長又は在籍高等学校校長は出願しようとする高等学校校長にその事情を説明し、当該高等学校校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 6 北海道別海高等学校農業特別専攻科

### （酪農経営科）

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

エ その他北海道別海高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

**(4) 出願期間**

令和8年（2026年）1月8日（木）午前9時から令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

**(5) 出願手続**

次に掲げる書類を、令和8年（2026年）3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接出願校の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）
- オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に對し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

**(6) 出願場所及び受検場所**

北海道別海高等学校

〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1（電話 0153-75-2053）

**(7) 検査日**

令和8年（2026年）1月30日（金）午前10時

**(8) 選抜方法**

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

**(9) 合格発表**

出願校の校長は、令和8年（2026年）2月6日（金）に本人に通知すること。

**(10) 合格発表後の入学者選抜**

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和8年（2026年）4月3日（金）までの間に選抜の上、入学させることができる。

**(11) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 推 薦 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名

印

次の者は、貴校専攻科への入学が適當と認められるので推薦します。

記

氏名 昭和・平成 年 月 日 生

推 薦 理 由

1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 その他の顕著な事実	
4 総合所見	

(注) 高等学校長名には、高等学校名も併記すること。

## 入 学 確 約 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

このたび、令和8年度（2026年度）  
高等学校専攻科入学者選抜において、  
合格した旨通知を受けました。  
については、貴校に入学することを、ここに確約します。



## 令和8年度（2026年度）道立高等学校への道外からの 出願に係る入学者選抜実施要項

※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。

ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和8年度（2026年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p. 130、p. 131）に確認すること。

※ 本手引においては、令和8年度（2026年度）道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項と同様の扱いをして支障が生じない町立高等学校について、★印を付して掲載している。



## 第7 令和8年度（2026年度）道立高等学校への 道外からの出願に係る入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の道外からの出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

### 1 対 象 学 科

#### （1）全日制の課程の普通教育を主とする学科

北海道月形高等学校	普通
北海道夕張高等学校	普通
北海道栗山高等学校	普通
北海道蘭越高等学校	普通
北海道追分高等学校	普通
○北海道鶴川高等学校	普通
北海道平取高等学校	普通
北海道松前高等学校	普通
北海道東川高等学校	普通
北海道礼文高等学校	普通
北海道常呂高等学校	普通
○北海道湧別高等学校	普通
北海道音更高等学校	普通
北海道上士幌高等学校	普通
○北海道鹿追高等学校	普通
北海道大樹高等学校	地域探究
北海道白糠高等学校	普通
北海道弟子屈高等学校	普通
北海道厚岸翔洋高等学校	普通
北海道標津高等学校	普通

#### （2）全日制の課程の農業に関する学科

北海道岩見沢農業高等学校	農業科学
	畜産科学
	食品科学
	農業土木工学
	環境造園
	森林科学
	生活科学
北海道深川東高等学校	生産科学
	園芸デザイン
北海道俱知安農業高等学校	生産科学
北海道静内農業高等学校	食品科学
	生産科学
北海道大野農業高等学校	農業科学
	園芸福祉
	食品科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学

※ ○印の学校は、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜」を実施する。

北海道美幌高等学校	未来農業
	農業科学
	酪農科学
北海道帯広農業高等学校	食品科学
	農業土木工学
	森林科学
北海道更別農業高等学校	農業
	生活科学
★北海道士幌高等学校	アグリビジネス
	フードシステム
北海道別海高等学校	酪農経営
	生産技術
★北海道中標津農業高等学校	食品ビジネス

#### （3）全日制の課程の商業に関する学科

北海道福島商業高等学校	商業
北海道苦前商業高等学校	商業

#### （4）全日制の課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業
	水産食品
	栽培漁業
	情報通信
	海洋技術
北海道函館水産高等学校	食品創造
	機関工学
	海洋資源
北海道厚岸翔洋高等学校	

#### （5）全日制の課程の福祉に関する学科

北海道置戸高等学校	福祉
-----------	----

#### （6）全日制の課程の総合学科

★北海道剣淵高等学校	総合
北海道斜里高等学校	総合
北海道清水高等学校	総合
北海道池田高等学校	総合
北海道標茶高等学校	総合

※ 町立高等学校には、★印を付している。

## 2 道外からの入学者の受け入れの数

### (1) 道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校を除く。）推薦入学者選抜を実施する学校

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）の「2 推薦による入学者の範囲」（以下「推薦枠」という。）の5%程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における道内からの出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

### (2) 連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校

連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項（以下「連携型要項」という。）の「3 連携型推薦入学者選抜（2）入学者の範囲」（以下「連携型推薦枠」という。）の5%程度の数とする。ただし、連携型要項における連携型一般入学者選抜による出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、連携型要項における連携型推薦入学者選抜の出願者数が連携型推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が連携型推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

## 3 出願資格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和8年（2026年）3月末日までに道外の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受け入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

### 【留意事項】

- 1 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 保護者（保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者）の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
- 3 普通教育を主とする学科、商業に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科については、当該の高等学校が別途示す教科・科目等を学習する意思のある者に限る。

## 4 出願の受付

推薦要項の「4 出願の受付」による。

## 5 出願の手続

### (1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができます。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

**【留意事項】**

この要項において、大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科を指す。

### (2) 出願書類の提出及び受付

#### ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

ただし、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間

令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

**【留意事項】**

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(2) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。

(3) 「出願学科」で志望する学科名を選択すること。ただし、「第3志望」は「一（第3志望なし）」を選択することとし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」は「一（第2志望なし）」を選択すること。

(4) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

- (5) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。
- 3 オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。
- 4 定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

(イ) 写真台紙（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

(ウ) 受検票（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）

(エ) 自己推薦書（全日制課程受検者用）（推薦要項の別記様式1による。）

(オ) 道外からの出願希望調書（別記様式1）

(カ) 農業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式2による。）

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

(キ) 漁業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式3による。）

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(ア) 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

【留意事項】

出願者一覧表用紙は、中学校において作成し、出願時に併せて提出すること。

(イ) 個人調査書（一般要項の別記様式3による。令和8年（2026年）2月3日（火）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年（2026年）2月3日（火）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
- 6 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができること。

ウ 高等学校長の手続

(ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式4による。）を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和8年（2026年）1月28日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

## 【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

**6 出願状況の発表**

推薦要項の「6 出願状況の発表」による。

**7 出願変更**

推薦要項の「7 出願変更」による。

**8 面接等**

推薦要項の「8 面接等」による。

ただし、英語の聞き取りテスト等を実施しない学校は、通信機器を活用した遠隔面接を実施することができる。

なお、高等學校長は、実施について必要な事項を別に定めること。

**9 選抜の方法**

推薦要項の「9 選抜の方法」による。

**10 合格内定者の通知及び入学の確約**

推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」による。

**11 合格内定者数の発表**

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」による。

**12 合格内定者の合格発表**

推薦要項の「13 合格発表」による。

**13 合格内定とならなかつた者の再出願**

- (1) 合格内定とならなかつた者については、「1 対象学科」に示す学科への再出願を認める。

ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかつた者は再出願を認めない。

- (2) 再出願の受付期間及び受付時間

推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

- (3) 出願者の手続

推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

## 【留意事項】

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

(4) 高等学校長の手続

推薦要項の「12 再出願」の(4)による。

【留意事項】

- 1 畦島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
- 2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和3年（2021年）11月25日付け教高第2150号教育長通知）（184ページ）を参照すること。
- 3 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等

推薦要項の「12 再出願」の(5)による。

(6) 学力検査

一般要項の「9 学力検査」による。

(7) 面接、実技

一般要項の「10 面接等」による。

(8) 学力検査及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(9) 入学者の選抜

一般要項の「14 入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。

(10) 合格発表

一般要項の「15 合格発表」による。

(11) 合格者の追加

一般要項の「16 合格者の追加」による。

(12) 学力検査の得点の情報提供

一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」による。

(13) その他

一般要項の「21 その他」による。

【留意事項】

再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付に關し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

※受検番号	( )
-------	-----

# 道外からの出願希望調書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長様

都府県名
在籍中学校
出願者署名
保護者等署名

## 出願者記入欄

## 1 出願者として説明したいこと

(1) 本道の高校に入学を志望する理由や抱負について

(志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

(2) 高校入学後の学習について（普通教育を主とする学科、商業に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科への出願者のみ記入してください。）

(出願先の高校が別途示す教科・科目等を学習する意思の有無について、右の欄の「有・無」の該当する文字を○で囲んでください。)

出願先の高校が示す教科・科目等を学習する意思の有無	有 ・ 無
---------------------------	-------------

## 保護者等記入欄

## 2 保護者として説明したいこと

(本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようにするため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。)

(注) 1 1については出願者が、2については保護者等が記入してください。なお、「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。

2 ※印の欄は記入しないでください。



[ 参 考 ]

令和8年度（2026年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先



# 令和8年度(2026年度)市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先

道立高等学校入学者選抜実施要項によらず、市町村で定めた実施要項により令和8年度（2026年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校については、次の照会先にお問い合わせください。

以下に記載のない市町村立高等学校においては、「令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて入学者選抜を実施します。

※道外からの出願を受け入れる町村立高等学校には、【道外出願】を付しています。

## 1 札幌市立高等学校

札幌市教育委員会 学校教育部 教育課程担当課

電話 011-211-3891

URL <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatsu/index.html>



## 2 知内町立高等学校（北海道知内高等学校）【道外出願】

知内町教育委員会

電話 01392-5-6855

北海道知内高等学校

電話 01392-5-5071

URL <http://www.shiriuchi.jp>



## 3 羽幌町立高等学校（北海道天売高等学校）【道外出願】

羽幌町教育委員会

電話 0164-68-7010

北海道天売高等学校

電話 01648-3-5144

URL <http://www.teuri.ed.jp>



## 4 奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）【道外出願】

奥尻町教育委員会

電話 01397-2-3890

北海道奥尻高等学校

電話 01397-2-2354

URL <https://www.town.okushiri.lg.jp/highschool/>



## 5 音威子府村立高等学校（北海道おといねっぷ美術工芸高等学校）【道外出願】

音威子府村教育委員会（北海道おといねっぷ美術工芸高等学校）

電話 01656-5-3044

URL <https://www.otoineppu-h.ed.jp>



## 6 三笠市立高等学校（北海道三笠高等学校）

北海道三笠高等学校

電話 01267-4-2200

URL <https://www.city.mikasa.hokkaido.jp/highschool/>



7 大空町立高等学校（北海道大空高等学校）【道外出願】

北海道大空高等学校

電話 0152-66-2061

URL <https://ozora-h.ed.jp/>



8 ニセコ町立高等学校（ニセコ国際高等学校）【道外出願】

北海道ニセコ高等学校

電話 0136-44-2224

URL <https://niseko.ed.jp>



9 日高町立高等学校（北海道日高高等学校）【道外出願】

日高町教育委員会（生涯学習グループ）

電話 01457-6-3858

北海道日高高等学校

電話 01457-6-2626

URL <https://www.hokkaido-hidaka-hs.ed.jp>



10 浜中町立高等学校（北海道霧多布高等学校）【道外出願】

浜中町教育委員会

電話 0153-62-2249

北海道霧多布高等学校

電話 0153-62-2688

URL <https://www.townhamanaka.jp/kiritappukou/>



11 幌加内町立高等学校（北海道幌加内高等学校）【道外出願】

北海道幌加内高等学校

電話 0165-35-2405

URL <https://horokou.ed.jp>



[ 資 料 ]

令和8年度（2026年度）公立高等学校入学者選抜における  
学校裁量についての実施予定一覧表

（札幌市立・知内町立・奥尻町立・音威子府村立・三笠市立・大空町立・浜中町立・ニセコ町立高等学校を除く）

..... 134

令和8年度（2026年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における全日制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表

（札幌市立・知内町立・奥尻町立・音威子府村立・三笠市立・大空町立・浜中町立・ニセコ町立高等学校を除く）

..... 144

令和8年度（2026年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における定時制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表

（北海道有朋高等学校・札幌市立高等学校・日高町立高等学校を除く）

..... 170

令和8年度（2026年度）公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成に当たっての基本方針

..... 172

北海道立高等学校通学区域規則

..... 173

入学検定料の取扱いについて

..... 181

道外の公立高等学校を受検する場合の取扱いについて

..... 188





学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜				一般入学者選抜				学力検査等の実施				個人調査書等を重視する項目			
			面接				面接以外に実施する項目				面接				個人調査書等を重視する項目			
			入学枠 (%程度)	個人 集団	英語 による テストの 聞き取り	英語 による 間答	作文	実技	作文	実技	総合的時間 学習の記録	特別活動	奉仕活動	資格・ 試験・ 文化・ スポーツ活 動等	個人調査書	個人調査書	実技等 の記録	実技等 の記録
岩見沢東	普 通	10	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
月形	文理探究	20	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
夕張	普 通	40	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南長沼	普 通	10	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗山	普 通	—																
岩見沢緑陵	普 通	40	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩見沢情報	情報コミュニケーション	50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滝川	普 通	10	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
砂川	理 数	30	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北芦別	普 通	30	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深川西	普 通	—													○	○	○	○
滝川西	情報マネジメント	30	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩見沢農業	畜産科学	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩見沢農業	農業土木工学	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩見沢農業	環境造園	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩見沢農業	森林科学	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深川東	生活科学	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新十津川農業	生産科学	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滝川工業	農業・生活	90	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美唄	電子機械	50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美唄	電気	50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美唄	衛生看護	50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美唄	総合	50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜				一般入学者選抜				学力検査等の実施				個人調査書等を重視			
			面接		面接以外に実施する項目		個人調査書				面接		過年実績		学力検査の実績を重視		個人調査書	
			入学枠 個人 (%程度)	英語による問答 テスト聞き取り	英語による問答 テスト聞き取り	実技	作文	学習の記録	総合的時間	特別活動	学習の記録	実力検査の成績を重視	評定: 学力	評定: 特別活動の記録	実技	総合的所見等		
札幌	東	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	西	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	南	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	北	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	月寒	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	成徳	普通	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	理数	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	陵北	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	手稻	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	丘珠	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	西陵	普通	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	白石	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	東陵	普通	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	南陵	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	東豊	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	真栄	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	あかせ	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	稻葉	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	英藍	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	平岡	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	白陵	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌	国際情報	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	国際文化	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	理数工学	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	グローバルビジネス	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	通事務情報	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	生活デザイン	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別	麻通	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千歳	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千歳	国際教養	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千歳	国際流通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千歳	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北広島	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北広島	西	普通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北狩	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北狩	芸術デザイン	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北狩	家政	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

学区	学校名	推薦入学者選抜		個々調査書		学力検査等の実施		個人調査書等を重視		複数尺度による選抜で重視する項目	
		面接		面接以外に実施する項目		面接		面接		個人調査書	
		入学枠 (%程度)	個人集団	英語による問題回答	英語のテスト聞き取り	作文	実技	学習の記録	習時間の時間	特別活動	学力検査の傾斜配点
恵庭南	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
恵庭北	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌機械	普通	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌電気	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌建築	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌土木	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩電子機械	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩電気	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩情報技術	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩環境化学	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩流通経済	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌国際経済	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌会計ビジネス	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌情報処理	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩翔陽	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石狩厚別	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千歳北陽	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽潮陵	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽桜陽	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寿都	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蘭越	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
俱知安	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
俱知安農業	普通	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後志機械電気システム	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽未来創造	建設システム	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽未来創造	流通マネジメント	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽水産	海洋漁業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽水産	水産食品	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小樽水産	栽培漁業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
余市紅志	情報通信	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
余市紅志	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜		一般入学者選抜		学力検査等の実施		個人調査書		複数尺度による選抜で重視する項目	
			面接		面接		面接		個人調査書等		個人調査書等を重視	
			入学枠 (%程度)	個人集団	英語による問題	英語の問題	作文	実技	作文	実技	学力検査の傾斜配点	学力検査の傾斜配点
室蘭	室蘭栄	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西室蘭	清水丘	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別登	青嶺	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊達	開来	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苦小牧	東	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苦小牧	西	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苦小牧	南	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東追	東分	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚	真	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴	川	普通	*40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壯胆	警	地域農業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
室蘭	工業	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	電気	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	建築	建設	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	電機	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	情報技術	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	建築	建築	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	土木	土木	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	環境化学	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	事務情報	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	流通経済	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	国際経済	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	情報処理	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工	総合	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宝	東翔	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宝	取川	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宝	内	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えり	も	普通	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えり	内農業	食品科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えり	生産科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浦	河	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○

学区	学校名	推薦入学者選抜		個々調査書		学力検査等の実施		個人調査書等を重視		複数尺度による選抜で重視する項目	
		面接		面接以外に実施する項目		面接		面接		個人調査書	
		入学枠 (%程度)	個人集団	英語による問題回答	英語のテスト聞き取り	作文	実技	学習の記録	学習時間	特別活動	総合的時間
函館	中 部	普 通	一	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	理 数	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	西 部	普 通	30	○	○	○	○	○	○	○	○
南 茅 上	部 鋼 飯	普 通	30	○	○	○	○	○	○	○	○
七 松	前 雲	普 通	20	○	○	○	○	○	○	○	○
八 長 市	総合ビジネス	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
万 立	部 館	普 通	30	○	○	○	○	○	○	○	○
大 野 渡島	農 業	農業科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○
大 野	園芸福祉	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大 野	食品科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	電気情報工学	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	建築	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	環境土木	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	工業化学	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	流通ビジネス	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	国際経済	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	会計ビジネス	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	情報処理	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	商業	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	海洋技術	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	食品創造	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館	機関工学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江 上	ノ 国	普 通	30	○	○	○	○	○	○	○	○
檜山	北	総 合	50	○	○	○	○	○	○	○	○

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜		一般入学者選抜		学力検査等の実施		個人調査書		複数尺度による選抜で重視する項目	
			面接		面接		面接		個人調査書		実技等	
			入学枠 (%程度)	個人 集団	英語による問答	英語の聞き取り	作文	実技	学習の記録	学習の時間	特別活動	総合所見等
旭川東	普通	通	一									
旭川西	普通	30	○									
旭川北	理 数	50	○									
旭川北	普通	20	○									
旭川永嶺	普通	30	○									
鷹栖	普通	30	○									
東川	普通	30	○									
東瑛	普通	一										
上川	普通	*30	○									
富良野	普通	30	○									
園芸園光デザイン	普通	90	○									
電気情報システム	普通	50	○									
上富良野	普通	一										
南富良野	普通	30	○									
士別翔雲	普通	30	○									
総合ビジネス	普通	50	○									
北名寄	普通	20	○									
美深	普通	一										
旭川農業	普通	90	○									
旭川森林科学	普通	90	○									
生活科学	普通	90	○									
電子機械	普通	50	○									
電気	普通	50	○									
情報技術	普通	50	○									
旭川工業	建築	50	○									
土木	普通	50	○									
工業化学	普通	50	○									
流通ビジネス	普通	50	○									
旭川商業	国際ビジネス	50	○									
会計	普通	50	○									
情報処理	普通	50	○									
下川商業	商業	50	○									
総合	普通	50	○									
旭川南洲	総合	50	○									
剣	普通	一										

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜		一般入学者選抜		学力検査等の実施		個人調査書		複数尺度による選抜で重視する項目	
			面接		面接		面接		個人		評定: 学力評定	
			入学枠 (%程度)	個人集団	英語による問題回答	英語のテスト聞き取り	作文実技	作文実技	学習の記録	学習の記録	総合所見等	その他の活動
留萌	電気・建築	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
留萌	情報ビジネス	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
羽幌	帆	普通	—									
天塩	塩	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遠別	農業	普通	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉前	商業	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稚内	商業	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊浜	富別	普通	—									
枝利	幸尻	普通	—									
礼	文	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北見	北斗	普通	—									
北見	柏陽	理数	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北見	緑陵	普通	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常呂	呂	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中美	幌	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津川	別子	未来農業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常呂	府	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐呂	間	普通	—									
才木	南ヶ丘	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
才木	東網走	商業	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
才木	里	普通	—									
遠湧	別	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紋興	別	普通	—									
西雄	総合ビジネス	普通	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西雄	武部	普通	—									

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜				一般入学者選抜				学力検査等の実施				個人調査書等を重視			
			面接		面接以外に実施する項目		個人調査書				面接		面接		個人調査書		個人調査書等を重視	
			入学枠 (%程度)	個人 集団	英語による問答	英語の聞き取り	作文	実技	学習の記録	総合的時間	特別活動	学習の記録	総合的時間	実力検査の実験	実力検査の成績を重視	評定: 学力評定	評定: 学力評定	評定: 学力評定
才木ツク	北見工業	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北見工業	電気	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北見商業	建設	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北見商業	商業	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北見商業	流通経済	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北見商業	情報処理	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
斜	置戸	福祉	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	斜里	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帶広	葉柏	普通	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帶広	三条	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帶広	緑陽	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	音更	普通	通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上士	上士	帆室	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽室	普通	通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽室	別別	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鹿追	普通	通	*40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大樹	普通	通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本足	地域探究	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十勝	帯広農業	普通	通	*30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広農業	別別	普通	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広農業	寄付	普通	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広農業	農業	農業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広農業	食品科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広農業	農業土木工学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更別	更別農業	森林科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更別農業	酪農科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更別農業	生活科学	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更別農業	農業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更別農業	アグリビジネス	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更別農業	フードシステム	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十勝	帯広工業	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広工業	電気	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広工業	建築	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広工業	環境土木	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広工業	商業	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帯広工業	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田	清池	田	田	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清池	水	水	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清池	南商	南商	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清池	北農	北農	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清池	農業	農業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清池	工業	工業	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注)今後発表される市町村教育委員会の決定などにより変更されることがあります。

学区	学校名	学科名	推薦入学者選抜				一般入学者選抜				学力検査等の実施				個人調査書等を重視			
			面接		面接以外に実施する項目		個人調査書				面接		面接		個人調査書		個人調査書等を重視	
			入学枠 (%程度)	個人 集団	英語による問答	英語による問答	実作文	実作文	学習の記録	学習の記録	総合的時間	総合的時間	特別活動	特別活動	学力検査の傾斜配点	学力検査の傾斜配点	実技	実技
釧路湖陵	文理探究	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	6:4
釧路南	文理探究	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	6:4
釧路東	普通	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	7:3
釧路寒	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	7:3
白糠	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
弟子屈	普通	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
厚岸洋	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:1	6:4
釧路北陽	海洋資源	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:1	6:4
釧路北	普通	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
釧路電	電子機械	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3
釧路建	電気	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3
釧路土木	建築	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3
釧路工業	土木	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3
釧路工業	化学	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3
釧路流通	マネジメント	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
釧路会計	マネジメント	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
釧路情報	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
別海	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	10:0
根室	総合	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	6:4
根室	商業	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	6:4
根室	事務情報	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	6:4
根室	簿記	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	8:2
根室	茶葉	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10:0	8:2
根室	醸造	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:1	7:3
中標津	総合	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:1	7:3
中標津	農業	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2
中標津	ビジネス	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7:3	7:3

※ 札幌市立高等学校については、札幌市教育委員会(011-211-3891)、北海道知内高等学校については、北海道美術工芸高等学校(01392-5-5071)に、北海道奥尻高等学校(01392-5-3044)に、北海道工芸高等学校(01659-5-3044)に、北海道大空高等学校(01267-4-2200)に、北海道大空高等学校(0152-66-2061)に、北海道多摩高等学校(0136-44-2224)にお問い合わせください。

注)今後発表される市町村教育委員会の決定などにより変更されることがあります。

## 令和8年度(2026年度)公立高等学校推薦入学者選抜実施校における

### 全日制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表

(札幌市立・知内町立・奥尻町立・音威子府村立・三笠市立・大空町立・浜中町立・ニセコ町立高等学校を除く)

推薦枠の「\*」は、募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数に対する推薦枠の割合を意味する。

各高等学校では、スクール・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）を、**それぞれの学校のウェブページ等で公表**しています。

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
空知	岩見沢東	普通	10%	次の全てを満たす生徒 1 高い志と好奇心を持って、主体的に学びに向かう生徒 2 他者と積極的に関わって自らを高め、将来社会に貢献したいという意欲のある生徒 3 試行錯誤しながら粘り強く取り組み、前向きに物事を捉えようとする生徒
		文理探究	20%	
	月形	普通	40%	次のいずれかに該当する生徒 1 自らの可能性を信じ、月形高校で学びたいという意思を持つ生徒 2 多様性を受け入れ、他人や自分を大切にできる生徒 3 夢を探し、実現に向け努力する生徒
	夕張	普通	10%	次の全てに該当する生徒 1 進路実現を目指し、勉学に励むことができる生徒 2 何事にも粘り強く取り組む生徒 3 多様性を受け入れられる生徒 4 チャレンジ・モア・スピリットを実現できる生徒
		普通	40%	基本的な生活習慣が身に付いており、次のいずれかに該当する生徒 1 高校で学ぶ動機が明確であり、進路実現に向けて、努力を惜しまない生徒 2 栗山町の自然や暮らし、介護・福祉に興味・関心があり、地域の課題解決に主体的に取り組む生徒 3 多様な体験を通して豊かな人間性や社会性を培い、他者と協働して充実した学校生活を送る意思のある生徒
	岩見沢緑陵	普通	40%	次の全てを満たす生徒 1 本校の教育目標とスクール・ミッションを理解し、真摯に学習に取り組む姿勢を有していること 2 周囲と協働して課題解決に取り組み、自己の未来を追求する意欲があること
		情報コミュニケーション	50%	次の全てを満たす生徒 1 本校の教育目標とスクール・ミッションを理解し、真摯に学習に取り組む姿勢を有していること 2 周囲と協働して課題解決に取り組み、自己の未来を追求する意欲があること 3 商業に関して強い興味・関心があり、明確な目標意識と意欲のある生徒を求める
	滝川	普通	10%	次の両方を満たす生徒 1 高い志と真理を追求する知的探究心を持ち、意欲的に学習に取り組む生徒 2 生徒会活動や学校行事、部活動等に積極的に参加できる生徒
		理数	30%	
	砂川	普通	30%	単位制高校の特色を理解し、次の両方に該当する生徒 1 文化や体育等の活動において、自己の長所や得意分野の伸長を図ろうとする生徒 2 自らの興味・関心や進路目標を踏まえて、意欲的に学習に取り組むことができる生徒
	滝川西	普通	30%	次の全てを満たす生徒 1 礼儀正しく、規律ある生活を送る生徒 2 学習や生徒会活動、部活動等に励む生徒 3 将来の進路目標を達成するために、意欲的な学びを通して自己実現を目指す生徒
	情報マネジメント		50%	次の全てを満たす生徒 1 礼儀正しく、規律ある生活を送る生徒 2 学習や生徒会活動、部活動等に励む生徒 3 将来の社会を担うビジネス等に興味・関心があり、商業に関する専門的な学びを通して自己実現を目指す生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
空知	岩見沢農業	農業科学	90%	<p>農業及び農業関連産業に興味を持ち、将来の農業の振興や社会貢献ができる、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的な生活習慣を身に付けた生徒</li> <li>2 規範意識を有する生徒</li> <li>3 地域産業に貢献できる生徒</li> </ol>
		畜産科学	90%	
		食品科学	90%	
		農業土木工学	90%	
		環境造園	90%	
		森林科学	90%	
		生活科学	90%	
	深川東	生産科学	90%	<p>次のいずれかを満たす生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本校の学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を持っている生徒</li> <li>2 進路実現や資格取得への目標を持ち、学習に対し継続的に取り組む生徒</li> <li>3 学校行事、生徒会活動や部活動に興味・関心を持ち、積極的に取り組む生徒</li> </ol>
	新十津川農業	農業・生活	90%	<p>次のいずれかを満たす生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業やヒューマンサービスへの興味・関心が高く、意欲的に実習や実験に取り組む生徒</li> <li>2 将来の進路実現に向けて、高い目標を掲げて学業に積極的に取り組む生徒</li> <li>3 学校内外の諸活動（コンクール、発表大会など）や部活動などに積極的に参加する生徒</li> <li>4 思いやりの心を持ち、仲間と協力して前向きに高校生活を送ろうとする生徒</li> </ol>
	滝川工業	電子機械	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工業やものづくりに、興味関心を持ち学習意欲を有する生徒</li> <li>2 友を思いやり、共に協力して有意義な高校生活を送ろうとする生徒</li> <li>3 進路目標に向かい、こつこつと粘り強く努力できる生徒</li> </ol>
		電気	50%	
	美唄聖華	衛生看護	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 協調性・責任感及びコミュニケーション能力のある生徒</li> <li>2 主体的に学習に取り組み、最後まで粘り強く努力できる生徒</li> <li>3 看護に関心を持ち、看護職者として社会的役割を担いたいと考えている生徒</li> </ol>
	美唄尚栄	総合	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自分の得意分野を伸ばし、自己実現のために積極的に行動する意欲のある生徒</li> <li>2 他者との関わりを通して様々な価値観に触れ、規律を重んじ、思いやりのある好ましい人間関係づくりができる生徒</li> <li>3 社会の一員としての責任を果たし、よりよい地域社会をつくることに貢献できる生徒</li> </ol>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
石狩	札幌啓成	普通	10%	本校で学ぶ動機が明確であり、何事にも幅広く興味・関心を持ち、主体的に取り組む資質・能力を有する次の全てを満たす生徒 1 学習及び諸活動に真摯に取り組む生徒 2 リーダーとしての資質を有する生徒 3 高い進路意識を持ち邁進する生徒
		理数	30%	本校で学ぶ動機が明確であり、何事にも幅広く興味・関心を持ち、主体的に取り組む資質・能力を有する次の全てを満たす生徒 1 学習及び諸活動に真摯に取り組む生徒 2 高い進路意識を持ち邁進する生徒 3 グローバルに活躍する科学技術系リーダーとしての資質を有する生徒 4 優れたコミュニケーション能力、高い汎用能力などの資質を有する生徒
	札幌北陵	普通	20%	基本的生活習慣が身に付いており、次の両方を満たす生徒 1 大学進学等、将来への目的意識をしっかりと持ち、何事にも積極的で、絶えず向上しようとする熱意のある生徒 2 スポーツ・文化芸術・生徒会活動等にも積極的に取り組み、今後もリーダーシップを發揮し活躍できる生徒
	札幌手稻	普通	20%	次のいずれかに該当する生徒 1 高い目的意識を持ち、大学進学等に向けた発展的な学習に取り組む学習意欲にあふれた生徒 2 スポーツ・文化芸術・生徒会活動等に積極的に取り組み、大学進学等に向けた学習との両立を図る活動意欲にあふれた生徒
	札幌丘珠	普通	30%	次のいずれかに該当する生徒 1 自己の成長と進路目標実現に向かって意欲的に学習する生徒 2 部活動や生徒会活動等に積極的に参加し、自己実現を目指す生徒 3 国際文化交流への関心が高く、積極的に交流活動に参加する生徒
	札幌西陵	普通	10%	次に示すような姿勢を持つ生徒の入学を期待する。 1 学ぶ意欲を持ち、基礎・基本の知識・技能を身に付けようと努力する生徒 2 身に付けた知識・技能を、現実の課題解決のために活用し、思考・判断・表現しようとする生徒 3 自らの理想を持ち、その実現の為に挑戦しようとする生徒 4 多様な人々と協働して、課題解決をしようとする生徒
	札幌白石	普通	20%	次に示す生徒の入学を期待する。 ○ 日々の努力を大切に積み重ね、自己の可能性に挑戦し続ける生徒 ○ 学習と部活動等の課外活動との両立を目指し、文武両道の精神で学校生活を送る意欲を持った生徒
	札幌東陵	普通	10%	次の全てを満たす生徒 1 明確な進路目標を持ち、日々の努力を大切に積み重ね、様々な課題の解決に向けて自ら考え、主体的・協働的に学び続ける生徒 2 基本的な生活習慣を身に付け、生徒会活動やスポーツ、文化・芸術、社会貢献活動等に継続的に取り組み、個性を伸ばそうとする生徒
	札幌真栄	普通	20%	次の両方を満たす生徒 1 進路実現に向けて自主的・意欲的に学習に取り組む生徒 2 スポーツ・文化芸術・生徒会活動などに積極的に取り組み、学習との両立を図る生徒
	札幌英藍	普通	20%	本校の目指す生徒像を実現するため、入学者について次のとおり期待する。 1 基本的な生活習慣が身に付いており、正しい判断と行動をしようとする生徒 2 進路目標が明確で、その実現に向けて絶えず意欲的に努力しようとする生徒 3 学校生活をとおして、学習、部活動、生徒会活動等で活躍しようとする生徒
	札幌白陵	普通	20%	学業、人物とも優秀で、次の全てを満たす生徒 1 自分の意志で学習に取り組む生徒 2 他人と共に学び合い、お互いに成長したいと考える生徒 3 社会に貢献するために自分の力を高めたいと考える生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
石狩	札幌国際情報	普通	30%	<p>普通科の目標 探究的な学びを通じて、知識や技能の習得と活用を繰り返しながら、社会の課題に対して当事者意識を持ち、多様な他者と協働して考え、議論し、より良い解決策を見いだすことで、未来を創造する主体として行動しようとする態度を養う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 礼儀正しく、自他の価値を認め、互いに協力し合う生徒</li> <li>2 旺盛な知的探究心を持ち、将来の目標に向かって意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>3 学校行事・部活動・生徒会活動等に積極的に取り組む生徒</li> </ol>
		国際文化	50%	<p>国際文化科の目標 異文化への深い理解と多文化共生への意識を高め、広い視野でグローバルな課題の解決に向けて主体的に議論し、積極的に発信できる人材を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 礼儀正しく、自他の価値を認め、互いに協力し合う生徒</li> <li>2 旺盛な知的探究心を持ち、将来の目標に向かって意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>3 学校行事・部活動・生徒会活動等に積極的に取り組む生徒</li> </ol>
		理数工学	50%	<p>理数工学科の目標 工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、グローバル社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境に配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的に、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 礼儀正しく、自他の価値を認め、互いに協力し合う生徒</li> <li>2 旺盛な知的探究心を持ち、将来の目標に向かって意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>3 学校行事・部活動・生徒会活動等に積極的に取り組む生徒</li> </ol>
		グローバルビジネス	50%	<p>グローバルビジネス科の目標 商業に関する各分野についての知識と技術を習得させ、起業の精神にあふれ、国内はもとより国際社会におけるビジネス活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 礼儀正しく、自他の価値を認め、互いに協力し合う生徒</li> <li>2 旺盛な知的探究心を持ち、将来の目標に向かって意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>3 学校行事・部活動・生徒会活動等に積極的に取り組む生徒</li> </ol>
	江別	事務情報	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科学習にとどまらず、部活動や生徒会活動に積極的に参加する意思を持つ生徒</li> <li>2 社会における多様性を理解し、協働的に動く生徒</li> <li>3 自分の暮らす地域に興味を持ち、地域の未来を主体的に考える生徒</li> <li>4 変化を畏れず、自己変革に努めようとする生徒</li> <li>5 教科学習はもとより、様々な学校教育活動において積極的に取り組む生徒</li> <li>6 学科の特性・専門性を理解し、知識と技能の修得を目指した生徒</li> <li>7 社会の多様性を理解し、主体的にICT社会での活躍を目指した生徒</li> </ol>
		生活デザイン	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科学習にとどまらず、部活動や生徒会活動に積極的に参加する意思を持つ生徒</li> <li>2 社会における多様性を理解し、協働的に動く生徒</li> <li>3 自分の暮らす地域に興味を持ち、地域の未来を主体的に考える生徒</li> <li>4 変化を畏れず、自己変革に努めようとする生徒</li> <li>5 教科学習はもとより、様々な学校教育活動において積極的に取り組む生徒</li> <li>6 学科の特性・専門性を理解し、知識と技能の修得を目指した生徒</li> <li>7 社会の多様性を理解し、主体的に実社会での活躍を目指した生徒</li> </ol>
	野幌	普通	20%	<p>次の全てを満たす生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 客観性を持ち社会に貢献しようとする生徒</li> <li>2 自ら考え、向上心を持ち、努力を継続しようとする生徒</li> <li>3 多様性を認め、お互いの存在を尊重しようとする生徒</li> </ol>
	大麻	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自分の進路に対する明確な目標を持ち、主体的に学習に取り組むことのできる生徒</li> <li>2 基本的生活習慣が身に付いており、部活動・生徒会活動等に積極的・意欲的に取り組むことのできる生徒</li> </ol>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
石狩	千歳	普通	20%	地域の人材育成を目指すなどの本校の特徴をよく理解するとともに、自らをアピールできるものを持ち、基礎学力や基本的な生活態度を身に付け、将来の夢や希望を実現させようとする意欲があふれた生徒で、次のいずれかに該当する生徒 1 意欲的に自ら学び、探究し、適切に表現しようとする生徒 2 豊かな感性を持ち、多様性を尊重する生徒 3 國際的視野で物事を考えようとする生徒 4 地域を理解し、地域に貢献しようとする意欲を持った生徒 5 健康で安全な生活を目指し、環境保全と美化に努めようとする生徒 6 部活動や生徒会活動などの特別活動に意欲的に取り組もうとする生徒
		国際教養	50%	
		国際流通	50%	
	北広島	普通	30%	本校で学ぶにあたり基礎的な学力を有し、次の全てを満たす生徒 1 自らの目標に向かってチャレンジする生徒 2 周囲を思いやるハートを持つ生徒 3 学校行事、部活動等にポジティブに取り組む生徒
	当別	普通	40%	次のいずれかに該当する生徒 1 本校のスクールミッションを理解し、主体的な学習活動を継続できる生徒 2 教育目標、育成すべき資質・能力を理解し、自己実現に挑戦できる生徒 3 多様な人々と協働して学ぶ意欲を持っている生徒 4 明確な進路目標を持って、積極的に学習に取り組もうとする生徒 5 目的意識を持って、生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に取り組もうとする生徒
		園芸デザイン	90%	次のいずれかに該当する生徒 1 本校のスクールミッションを理解し、主体的な学習活動を継続できる生徒 2 教育目標、育成すべき資質・能力を理解し、自己実現に挑戦できる生徒 3 多様な人々と協働して学ぶ意欲を持っている生徒 4 命あるすべてのものを愛し、農業に興味・関心があり、明確な目標を持ち続け、専門的知識を身に付けようとする生徒
		家政	50%	次のいずれかに該当する生徒 1 本校のスクールミッションを理解し、主体的な学習活動を継続できる生徒 2 教育目標、育成すべき資質・能力を理解し、自己実現に挑戦できる生徒 3 多様な人々と協働して学ぶ意欲を持っている生徒 4 調理または保育に対する興味・関心および学習意欲を持ち続け、専門知識を身に付けようとする生徒 5 進路希望が明確で、部活動と学習の両立をはかり、前向きな学校生活を送る意志を持っている生徒
	恵庭南	普通	20%	次の全てを満たす生徒 1 基本的生活習慣と基礎学力が身に付いている生徒 2 学業と体育・文化活動等の両立に努めようとする生徒 3 個性を認めあい、他者と協働して粘り強く努力する生徒 4 明確な進路目標を持ち、その実現に向け努力する生徒
		体育	50%	次の全てを満たす生徒 1 体育科に関する高い適性、興味・関心を持っている生徒 2 文武両道を目指す意欲と態度を身に付けている生徒 3 個性を認めあい、他者と協働して粘り強く努力する生徒 4 明確な進路目標を持ち、その実現に向け努力する生徒
	恵庭北	普通	10%	次のいずれかに該当する生徒 1 人物・学業に優れ、将来への明確な目標を持って、その実現に向けて地道な努力を続ける生徒 2 芸術・スポーツ等の活動に強い意欲と関心を持ち、教科等の学習との両立を図りながら、積極的に取り組む生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
石狩	札幌工業	機械	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 工業に対する興味関心があり、本校で学習したいという意欲を持った生徒 2 学習に積極的に取り組み、進路目標が明確で健全な高校生活を送る意欲を持っている生徒</p>
		電気	50%	
		建築	50%	
		土木	50%	
	札幌琴似工業	電子機械	50%	<p>次の全てを満たす生徒</p> <p>1 ものづくりに興味があり、技術を習得し、将来、地域社会に貢献し、活躍しようと考えている生徒 2 将来に向けて目標を持ち、何事にも積極的に取り組もうとする生徒 3 自分自身を大切にするとともに、他者を尊重できる生徒</p>
		電気	50%	
		情報技術	50%	
		環境化学	50%	
	札幌東商業	流通経済	50%	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 ビジネスに興味・関心を持ち、持続的に学習に取り組む生徒 2 基本的生活習慣を身に付け、何事にも積極的に取り組む生徒 3 課題解決に自ら積極的に、他者と協調して取り組む生徒</p>
		国際経済	50%	
		会計ビジネス	50%	
		情報処理	50%	
	石狩翔陽	総合	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 将来の夢や目標を持ち、または自ら見つけようとする強い意志を持ち、実現に向けて学習に意欲的に取り組もうとする生徒 2 学校行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動、地域社会との交流等、様々な活動に積極的に取り組もうとする生徒 3 困難なことに対してでもあきらめずにやり抜こうとする生徒 4 善悪の判断や思いやりの心を持ち、仲間と協力して学校生活を送ることができる生徒</p>
	札幌厚別	総合	50%	<p>次の全てを満たす生徒</p> <p>1 将来の夢を持ち、それに向かって意欲的に学習に取り組む生徒 2 学校行事、生徒会活動、部活動、地域社会との交流等、様々な活動に積極的に取り組む生徒 3 人や文化・芸術の多様性を理解し、地域・他者とのつながりを大切にできる生徒</p>
	千歳北陽	総合	50%	<p>本校の系列（本校ではクラウドと呼ぶ）に置く科目を有効に活用でき、次に示すような姿勢を持つ生徒の入学を期待する。</p> <p>1 地域の課題解決に向かって主体的に学びを深めようとする生徒 2 夢の実現に向かって挑戦し、努力を続けようとする生徒 3 自らを律し、多様な人々と協働しようとする生徒</p>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
後志	小樽桜陽	普通	20%	<p>基本的生活習慣が身に付いており、自ら課題を見出し、自ら解決に向け努力する、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大学進学等の明確な進路目標の実現に向け粘り強く努力する生徒</li> <li>学習はもとより、生徒会活動や部活動等に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮できる生徒</li> </ol>
	岩内	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな心を持ち、多様な人々と協働しながら高い目標をもって学ぶ生徒</li> <li>○ 地域の課題を解決する意欲を持ち、自己実現のために必要な資質能力の向上に積極的な生徒</li> </ul>
		地域産業ビジネス	50%	
	蘭越	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>進路実現や資格取得など明確な目標を持ち、主体的に学習に取り組む生徒</li> <li>他者と協力し認め合いながら、進んで自らを高める意欲のある生徒</li> <li>規範意識と自立心を備え、活気ある学校生活を送ろうとする生徒</li> </ol>
	俱知安	普通	20%	本校における単位制の特色を理解し、大学進学等将来の進路目標を明確に持って主体的に学習に取り組むとともに、部活動や生徒会活動等にも積極的に取り組み、充実した学校生活を送る意欲のある生徒
	俱知安農業	生産科学	90%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農、食、環境への興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>将来の進路実現を目指し、学業に積極的に取り組む生徒</li> <li>諸活動（ボランティア、コンクール、発表会など）などに積極的に参加する生徒</li> <li>他者を思いやる心を持ち、仲間と協力して充実した高校生活を送ろうとする生徒</li> </ol>
	小樽未来創造	機械電気システム	30%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本的な生活習慣が確立され、高校生活を前向きに送ろうとする意志を持った生徒</li> <li>目的意識を持ち、未来の夢や希望に向かって新しい価値を創造し、切り拓くことに挑戦しようとする生徒</li> <li>地域との交流・学校行事・部活動に積極的に参加し、自分を高めようとする生徒</li> </ol>
		建設システム	30%	
		流通マネジメント	30%	
		情報会計マネジメント	30%	
	小樽水産	海洋漁業	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己の未来像を探究し、目標に向かって努力する生徒</li> <li>礼節を重んじ、基本的生活習慣を身に付けた生徒</li> <li>粘り強く努力し、忍耐力のある生徒</li> <li>誠実で、他者を思いやることのできる生徒</li> </ol>
		水産食品	90%	
		栽培漁業	90%	
		情報通信	90%	
	余市紅志	総合	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中学校までに将来の進路目標が見つかっていなくても、本校に入学してから、自らの在り方・生き方を仲間や教員とともに、地域をステージとした様々な体験的な活動を通じて探究し、自ら進路目標を決定し、進路実現を果たそうとする生徒</li> <li>自らの考え方や思いをことばや創作物などのパフォーマンスによって他の人に伝えたり、他の人の考え方や思いをよく見聞きして想像したりしながら理解を深め、年齢、性別、国籍や文化の違いを超えて人のつながりを持ちたいと考えている生徒</li> <li>これまで、自分に自信が持てなかつたり、自分の良さを見つけられずにいたとしても、高校で身に付ける基礎的・基本的な知識や技能を様々な体験の場で活用して、自分の良さや活躍場面を発見し、将来自らしく、たくましく生きていきたいと考えている生徒</li> </ol>

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
西	室 蘭 栄	理数	4 0 %	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文武両道を実践し、他者との関わりの中で心と体をバランス良く鍛え、次代を担うリーダーとなり得る資質を有する。</li> <li>○ 自己の進路実現・目標達成のために継続的に努力を続け、様々な活動に意欲的に取り組む姿勢を有する。</li> <li>○ 既成概念にとらわれず、新しいものを吸収したり、創造したりすることができる柔軟な考え方や発想力を有する。</li> </ul>	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学進学等、将来の目標に向けて、努力する生徒</li> <li>○ 部活動、生徒会活動等に意欲を持ち、努力する生徒</li> <li>○ 語学や諸外国の文化に関心を持ち、国際交流に積極的に参加する生徒</li> </ul>
	室蘭清水丘	普通	4 0 %		
	登別青嶺	普通	3 0 %		大学進学や資格取得など明確な目的意識を持ち、意欲的に学習に取り組む生徒や、部活動、生徒会活動、ボランティア活動に熱意を持って取り組む生徒を求める。
胆振	伊達開来	普通	4 0 %		<p>基本的な生活習慣や中学校段階における基礎的な学力が身に付いており、次のいづれかに該当する生徒の入学を期待する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学進学等の進路目標を明確に持ち、その実現に向けて意欲的に学習に取り組むことができる生徒</li> <li>2 グローバルな視点を持ち、様々な世界との交流やその文化を主体的に学ぶことができる生徒</li> <li>3 地域と連携・協働しながら伊達市及び西胆振の未来を創造することに貢献することができる生徒</li> </ol>
	苫小牧西	普通	2 0 %		<p>学業に優れ、基本的生活習慣が身に付いており、次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら学ぶ姿勢を持ち、社会人としての基本的な資質を身に付け、進路実現に向け、主体的、積極的に行動する生徒</li> <li>2 多様性や共生社会について興味・関心を持ち、授業や特別活動で他人との協働的、体験的な学びに意欲的に取り組む生徒</li> </ol>
	苫小牧南	普通	2 0 %		<p>学業に力を入れ、自他を尊重し周囲と協力しながら意欲的に学校生活を送ろうとする次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部活動、生徒会活動等に熱心に取り組んだ経験を持ち、その経験を生かしていこうとする生徒</li> <li>2 広く国際社会に目を向け、大学進学等の明確な進路目標を持ち、主体的に学習に取り組む生徒</li> </ol>
	白老東	普通	3 0 %		<p>本校のスクールミッションを理解し、次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 将来の自立を目指し、そのために必要な学力や自己学習能力を定着させるため、主体的に学習に取り組む意志のある生徒</li> <li>2 探究活動、社会貢献活動等の特別活動、課外活動に主体的に取り組もうとする意志の強い生徒</li> </ol>
	追分	普通	3 0 %		<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基礎学力の定着と確かな学力を身に付けたい生徒</li> <li>2 基本的生活習慣の確立と自己実現を目指す生徒</li> <li>3 地域とともに育つ態度を身に付け、社会に貢献する社会人を目指し、目標達成のために努力する生徒</li> </ol>
	鶴川	普通	* 4 0 %		<p>本校では、教育目標に基づき編成された教育課程を通し、グローバル化する社会の一員としての基礎的な資質・能力を身に付け、地域社会に貢献できるとともに、自己の特性や能力を最大限に伸張させ、主体的にたくましく生き抜くことができる生徒の育成を目指しています。そのため本校では、中学校卒業程度の学力とともに、基本的な生活習慣を有し、特に次に掲げる意欲と学力等を有する生徒を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本校の「むかわ学」や「チャレンジスタディ」について興味・関心を持ち、積極的に取り組む意欲のある生徒</li> <li>2 スポーツ・芸術等の活動に強い意欲と関心を持ち、教科等の学習との両立を図りながら、進路実現に前向きに取り組む意欲のある生徒</li> </ol>
	壯瞥	地域農業	9 0 %		<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら学ぶ姿勢を持ち、地域貢献に積極的に取り組むことができる生徒</li> <li>2 農業に関する実践的な学習を通じて、協働性を育み主体的に行動できる生徒</li> </ol>

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
胆振	室蘭工業		電子機械	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 暮らしを支えるものづくり分野で活躍したい人</li> <li><input type="radio"/> 暮らしを豊かにする技術を学びたい人</li> <li><input type="radio"/> 自分の可能性を開花させたい人</li> </ul>
			電気	50%	
			建設	50%	
	苫小牧工業		電子機械	50%	<p>学校生活を送る上で、基本的生活習慣が確立され、自己管理がなされており、次のいずれかに該当する生徒を積極的に受け入れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 本校志望の目的が明瞭であり、入学後意欲的に勉学に励む心構えができる生徒</li> <li><input type="radio"/> 本校に十分な興味・関心を持ち、就学の意思がみられる生徒</li> </ul>
			電気	50%	
		情報技術	50%		
			建築	50%	
		土木	50%		
			環境化学	50%	
	虻田	事務情報	50%	<p>商業高校の特色を理解し、次のことを満たす生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的意識を持って学校生活に臨む生徒</li> <li>2 積極的にチャレンジする生徒</li> <li>3 自ら学び、資質向上に邁進する生徒</li> <li>4 他者を尊重し、思いやりのある生徒</li> </ol>	
	苫小牧総合経済		流通経済	50%	
			国際経済	50%	
			情報処理	50%	
	室蘭東翔	総合	50%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 総合学科での学びを通じて、視野や可能性を広げ、将来の進路や人としての在り方生き方について深く考えたい生徒</li> <li><input type="radio"/> 将来の進路目標に向けて積極的に取り組みたい生徒</li> </ul>	

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
日高	平 取	普通	40%	<p>次の全てを満たす生徒</p> <p>1 中学校までの基礎学力があり、本校入学後も自らの意志で粘り強く学び、未知のことでも前向きにチャレンジできる生徒</p> <p>2 基本的生活習慣が確立され、進んで挨拶ができる、ルールを守ることができる生徒</p> <p>3 多様性を理解し、自他を尊重して優しさや思いやりの言動を示すことができる生徒</p>
	富 川	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 学習に対して明確な目標を持ち、主体的に学ぼうと努力する意欲のある生徒</p> <p>2 何らかの活動に積極的に取り組み、その活動をより一層充実させようと努力する意欲のある生徒</p>
	静 内	普通	20%	<p>本校における普通科単位制の特色を理解し、「静高で身に付ける10の力（自己肯定力・行動力・創造力・表現力・郷土愛・自己管理力・思考力・言語力・分析力・道徳心）」を身に付けるための学びや経験を大切にする生徒</p> <p>具体的には、部活動や生徒会活動等に積極的に取り組むとともに、学習との両立を図り、明確な進路目標を持って充実した学校生活を送る意欲のある生徒</p>
	静 内 農 業	食品科学	90%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 6次産業化や地域活性化に関心を持ち、意欲的に取り組む生徒</p> <p>2 多様な資格にチャレンジし、キャリアアップの実現に励む生徒</p> <p>3 明確な目的意識を持ち、その実現に向けて努力する生徒</p>
		生産科学	90%	
	浦 河	総合	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎学力、基本的生活習慣が確立している人</li> <li>○ 学ぶことの意義を理解し、学習に対して積極的な姿勢を持つ人</li> <li>○ 情報を見極め自分で考え確認し、適切に情報機器等の活用ができる人</li> <li>○ 自ら考え行動し、粘り強く課題に取り組むことができる人</li> <li>○ 自身の夢や憧れを前向きに捉えられる人</li> <li>○ 他者への思いやりや責任感がある人</li> <li>○ 指摘を素直に受け止め、自らの成長に繋げようとする人</li> <li>○ 地域の良さや魅力に関心を持ち語ることができる人</li> </ul>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
渡島	函館中部	理数	50%	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高い志と自立の精神を持ち、主体的に学ぼうとする人</li> <li>互いに切磋琢磨し、目標に向かって最後まであきらめずにやり遂げようとする人</li> <li>自他の命を尊重し、異なる価値観を持つ他者とともに生きようとする人</li> <li>理数科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有し、何事にも計画的に取り組もうとする人</li> <li>自らの考えを積極的に伝えようとする人</li> </ol>
	函館西	普通	30%	基礎的な学力を有し、進路目標や地域の課題の解決に向かって主体的・協働的に学習を深めるとともに、部活動や生徒会活動、学校行事に積極的に取り組み、探究的に物事に取り組む姿勢のある生徒を求める。
	南茅部	普通	30%	健康で安全な生活を希求し、社会や地域の一員としての自覚を持ち、自らの成長のために他者と協働しながら挑戦を試みようとする生徒
	上磯	普通	40%	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に向かって学習に取り組む意思のある生徒</li> <li>適切なコミュニケーション能力を身に付ける意思のある生徒</li> <li>部活動や生徒会活動に取り組み、他者との連携を大切にする生徒</li> </ol>
	七飯	普通	30%	<p>校訓「学鍛錬」を理解し、次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大学進学や資格取得など、明確な目的を持ち、努力する生徒</li> <li>部活動や生徒会活動等で、リーダー性を発揮する生徒</li> <li>環境学習や国際理解教育に関する学習に意欲的に取り組む生徒</li> </ol>
	松前	普通	20%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「ふるさと松前」や「書道」、「国際理解」に興味・関心を持つ生徒</li> <li>他者との関わりに前向きな姿勢を持つ生徒</li> <li>物事に真摯に取り組み自己を向上させようとする生徒</li> </ol>
	八雲	普通 総合ビジネス	30%	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>超スマート社会で「生き抜く力」及び「地域を発展させる力」を身に付ける意欲のある生徒</li> <li>コンテンツを吸収、コンピテンシーを獲得、そして進路を決定する意欲のある生徒</li> <li>「自己管理能力と総合的人間力」を身に付ける意欲のある生徒</li> </ol>
			50%	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>超スマート社会で「生き抜く力」及び「地域を発展させる力」を身に付ける意欲のある生徒</li> <li>コンテンツを吸収、コンピテンシーを獲得、そして進路を決定する意欲のある生徒</li> <li>「自己管理能力と総合的人間力」を身に付ける意欲のある生徒</li> <li>ビジネス教育を通じて、働く意欲の向上と地域産業や地域社会への理解を深める意欲のある生徒</li> </ol>
	長万部	普通	30%	<p>次のいづれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎的基本的な知識と技能を身に付けた生徒</li> <li>常に前向きで、何事にも粘り強く取り組む力を持った生徒</li> <li>多くのことに疑問を持ち、考え方を持った生徒</li> <li>正しい判断をする力と他を思いやる心を持った生徒</li> <li>多様性を重んじ、助け合うことができる生徒</li> </ol>
	市立函館	普通	20%	次の両方を満たす生徒 <ol style="list-style-type: none"> <li>自己の進路目標の実現に向け積極的に学習に励み、生徒会活動・行事・部活動にリーダー性を発揮し、主体的に取り組む生徒</li> <li>地域の文化や伝統を大切にし、広く世界に関心を持つ人間性豊かな調和のとれた生徒</li> </ol>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
渡島	大野農業	農業科学	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 農業に興味・関心を持つ生徒 2 学ぶ意欲のある生徒 3 将来の夢や目標を持てる生徒 4 動植物の飼育・栽培に関心を持ち、実験実習等を通して考察力を身に付け、農業の知識や技術を活用しながら社会貢献を目指す生徒</p>
		園芸福祉	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 農業に興味・関心を持つ生徒 2 学ぶ意欲のある生徒 3 将来の夢や目標を持てる生徒 4 作物の栽培・管理など園芸に興味を持ち、栽培に係わる地域交流を通じて福祉に課題意識を持つ生徒</p>
		食品科学	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 農業に興味・関心を持つ生徒 2 学ぶ意欲のある生徒 3 将来の夢や目標を持てる生徒 4 食品の視点から「生産・加工・流通」の一連の流れを意欲的に学習し、食品産業の持続的な成長に向けた課題意識を持てる生徒</p>
	函館工業	電子機械	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 基礎的な学力を有し、入学後も意欲的にものづくりを学び続ける生徒 2 自他の命を尊重し、協調性に溢れる生徒 3 特別活動や課外活動に意欲的に取り組む生徒</p>
		電気情報工学	50%	
		建築	50%	
		環境土木	50%	
		工業化学	50%	
	函館商業	流通ビジネス	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 商業（ビジネス）活動に関する興味・関心と明確な目的意識を持ち、何事にも意欲的に粘り強く取り組む人 2 郷土を愛し、他者と協働して、社会に貢献しようとする人 3 部活動や行事、地域活動等に積極的に取り組もうとする人 4 自他の価値を尊重し、互いの創造性を培い、自主自律と勤労を重んじる人 5 流通に関する各分野についての関心が高く、ビジネスの諸活動に対応するために必要な能力と態度を身に付ける意欲のある人</p>
		国際経済	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 商業（ビジネス）活動に関する興味・関心と明確な目的意識を持ち、何事にも意欲的に粘り強く取り組む人 2 郷土を愛し、他者と協働して、社会に貢献しようとする人 3 部活動や行事、地域活動等に積極的に取り組もうとする人 4 自他の価値を尊重し、互いの創造性を培い、自主自律と勤労を重んじる人 5 商業に関する基礎知識及び実践的な英語のコミュニケーションに関する関心が高く、国際社会に対応できる能力や態度を身に付ける意欲のある人</p>
		会計ビジネス	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 商業（ビジネス）活動に関する興味・関心と明確な目的意識を持ち、何事にも意欲的に粘り強く取り組む人 2 郷土を愛し、他者と協働して、社会に貢献しようとする人 3 部活動や行事、地域活動等に積極的に取り組もうとする人 4 自他の価値を尊重し、互いの創造性を培い、自主自律と勤労を重んじる人 5 簿記会計及びビジネスに関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を身に付ける意欲のある人</p>
		情報処理	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 商業（ビジネス）活動に関する興味・関心と明確な目的意識を持ち、何事にも意欲的に粘り強く取り組む人 2 郷土を愛し、他者と協働して、社会に貢献しようとする人 3 部活動や行事、地域活動等に積極的に取り組もうとする人 4 自他の価値を尊重し、互いの創造性を培い、自主自律と勤労を重んじる人 5 コンピュータ・OAシステム等情報処理分野に関する活動に適切に対応できる能力や態度を身に付ける意欲のある人</p>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
渡島	福島商業	商業	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ビジネスや地域学習に興味・関心のある生徒</li> <li>他者と協働しながら、学習や行事等に積極的に取り組む生徒</li> <li>道内・道外にかかわらず、充実した高校生活を送りたいと考える生徒</li> </ol>
		海洋技術	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水産・海洋教育に興味・関心を持ち、学ぶことへの強い意志を持つ生徒</li> <li>多様な資格取得へ積極的に挑戦し、自己の力を社会の発展につなげようとする意思を持つ生徒</li> <li>明確な進路目標を持ち、その実現に向け努力を続けることができる生徒</li> <li>他人に対して優しい気持ちで接することができる生徒</li> </ol>
	函館水産	食品創造	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己の目標や進路の希望が明確で、その達成、実現に向け努力できる生徒</li> <li>自己を見つめ、仲間を思いやり、他と協力・協調できる生徒</li> <li>郷土を愛し、地域に貢献したいと願う生徒</li> </ol>
		機関工学	90%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己の目標や進路の希望が明確で、その達成、実現に向け努力できる生徒</li> <li>自己を見つめ、仲間を思いやり、他と協力・協調できる生徒</li> <li>郷土を愛し、地域に貢献したいと願う生徒</li> </ol>
	森	総合	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己の目標や進路の希望が明確で、その達成、実現に向け努力できる生徒</li> <li>自己を見つめ、仲間を思いやり、他と協力・協調できる生徒</li> <li>郷土を愛し、地域に貢献したいと願う生徒</li> </ol>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
檜山	江 差	普通	30%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 学ぶ意欲を持ち、自らを高める意志を持つ生徒      2 他者を思いやることの出来る生徒      3 郷土を愛し地域の課題に積極的に取り組む意欲のある生徒</p>
	上 ノ 国	普通	30%	<p>本校のスクール・ミッションを理解し、次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 自分たちの住んでいる地域の良いところや、困っていることに関心を持って、「自分から何かやってみよう!」「自分も地域社会の一員なんだ!」という気持ちを育てながら、世代を超えたさまざまな人との「つながり」を大切にして、みんなといっしょに成長しようと思う「架け橋」になる人      2 世界に目を向けて、外国のことや文化に興味を持ち、「人や地域、社会のために何かしたい!」と考え、未知のこと、やったことのないことでも自分から行動を起こし、積極的にチャレンジする人</p>
	檜 山 北	総合	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 総合学科の幅広い分野の学習に対する興味及び関心がある生徒      2 総合学科における学習を通して、自己の能力・適性を見極め、将来の進路を見出そうとする意欲を持っている生徒      3 地域社会のために貢献しようとする意思を持っている生徒</p>

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針	
上川 南	旭川西	普通	30%	次の全てに該当する生徒	1 旺盛な知的探究心を持ち、学習に積極的に取り組もうとする生徒（研学）	
					2 高い理想を持ち、社会に貢献する意思を持ち継続的に努力しようとする生徒（高邁）	
					3 自らを律することができ、前向きに高校生活を送ろうとする生徒（済刺）	
	旭川北	普通	20%	次の全てに該当する生徒	1 高い目標を持ち、真摯な態度で努力を継続する生徒	
	2 広い視野で、仲間と協力し合うことができる生徒					
	旭川永嶺	普通	30%		3 失敗を恐れずに、様々なことに主体的に取り組む生徒	
			次のいづれかに該当する生徒	1 学習に一生懸命取り組み、入学後も意欲的に学び続ける生徒		
	鷹栖	普通		30%		2 夢や志の実現を目指し、「探究活動」に積極的に取り組む生徒
						3 他者を思いやり、協働してよりよい学校づくりに取り組む生徒
	東川	普通	30%	5 部活動や課外活動を通じて、学校の活性化に意欲的に取り組む生徒	4 國際交流に関心を持ち、異文化に対して理解しようとする生徒	
					5 部活動や課外活動を通じて、学校の活性化に意欲的に取り組む生徒	
	上川	普通	*30%	基本的な生活習慣が身に付いており、次のいづれかに該当する生徒	1 大学進学等、進路について明確な目標を持ち、実現に向けて意欲的に取り組む生徒	
					2 地域との交流・部活動・生徒会活動・各種資格取得等に興味・関心を持ち、積極的に取り組む生徒	
	富良野	普通	30%	基本的生活習慣が身に付いており、次の両方を満たす生徒	1 高校生活に明確な目標を持ち、意欲を持って学習に取り組む生徒	
					2 部活動及び特別活動、資格取得に積極的に取り組み、入学後もそれらの活動に意欲的に取り組む生徒	
					3 次の両方に該当する生徒	
	富良野	園芸観光デザイン	90%	1 自己を見つめ主体的に学び行動する生徒	1 自己を見つめ主体的に学び行動する生徒	
					2 自然を愛し、自他を思いやる優しく豊かな心を持った生徒	
					3 基本的生活習慣を身に付け、規範意識と責任感をもち、次のいづれかに該当する生徒	
	富良野	電気情報システム	50%		1 富良野地域のよさを理解し、地域社会に貢献する意欲をもつ生徒	
					2 自分の進路実現に向けて意欲的に勉学に励む生徒	
					3 学業との両立を図り、主体的に部活動や生徒会活動などにチャレンジする生徒	
					4 本校の特徴的な教科・科目、総合的な探究の時間の中で、探究活動や協働的な学びを通して、自らの資質・能力を高めようとする生徒	
	南富良野	普通	30%	4 最新の農業に興味・関心をもち、将来、農業自営、農業関連産業や地域産業の発展に関わる仕事に就くことを希望したり、さらに高度な学びを求めて、上級学校等への進学を希望する生徒		
	基本的生活習慣を身に付け、規範意識と責任感をもち、次のいづれかに該当する生徒	1 富良野地域のよさを理解し、地域社会に貢献する意欲をもつ生徒				
		2 自分の進路実現に向けて意欲的に勉学に励む生徒				
		3 学業との両立を図り、主体的に部活動や生徒会活動などにチャレンジする生徒				
	3 最新の情報科学や、ものづくりに興味・関心をもち、将来、専門的な仕事に就くことを希望したり、さらに高度な学びを求めて、上級学校等への進学を希望する生徒	4 最新の情報科学や、ものづくりに興味・関心をもち、将来、専門的な仕事に就くことを希望したり、さらに高度な学びを求めて、上級学校等への進学を希望する生徒				
		4 将来、農業自営、農業関連産業や地域産業の発展に関わる仕事に就くことを希望したり、さらに高度な学びを求めて、上級学校等への進学を希望する生徒				
	次のいづれかに該当する生徒	1 基本的な生活習慣が確立され、高校生活を前向きに送ろうとする意思を持った生徒				
		2 目的意識を持ち、発展的な学習に取り組み、夢に向かって挑戦しようとする生徒				
		3 地域との交流・学校行事・部活動等に積極的に参加し、自分を高めようとする生徒				

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
上川	北	士別翔雲	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>向上心を持って学び続けたい生徒</li> <li>主体的に部活動・生徒会活動に参画する意思のある生徒</li> <li>地域や他者に貢献する意識を持つ生徒</li> </ol>
			総合ビジネス	50%	
		名寄	普通	20%	<p>これまでの経験や活動をもとに、目的や目標をもって自らの能力を高校生活で積極的に活かそうとする、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校生活の多様な取組に意欲と関心をもち、主体的に学び続ける生徒</li> <li>多様性を尊重し、目標の設定や選択を行い自己実現を図ろうとする生徒</li> <li>学校で培った資質や能力を活かし、郷土に貢献しようとする生徒</li> </ol>
			情報技術	50%	<p>ものづくりやコンピュータに関心をもち、これまでの経験や活動をもとに、目的や目標をもって自らの能力を高校生活で積極的に活かそうとする、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校生活の多様な取組に意欲と関心をもち、主体的に学び続ける生徒</li> <li>多様性を尊重し、目標の設定や選択を行い自己実現を図ろうとする生徒</li> <li>学校で培った資質や能力を活かし、郷土に貢献しようとする生徒</li> </ol>
	旭川農業	旭川農業	農業科学	90%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自然や動植物、持続可能な食料生産や環境等に興味を持ち、専門的知識や実践力を身に付けたい人</li> <li>専門的知識と技能を習得し、地域農業や産業の発展等に貢献できる力を身に付けたい人</li> <li>将来、自立した職業人を目指すため切磋琢磨し、多様な人々と協調して主体的に学ぼうとする人</li> </ol>
			食品科学	90%	
			森林科学	90%	
			生活科学	90%	
	旭川工業	旭川工業	電子機械	50%	<p>電子機械科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>
			電気	50%	<p>電気科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>
		旭川工業	情報技術	50%	<p>情報技術科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>
			建築	50%	<p>建築科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>
		旭川工業	土木	50%	<p>土木科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>
			工業化学	50%	<p>工業化学科への興味・関心があり、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己実現に意欲的に取り組み、仲間と協働しながら目標の達成に努力する生徒</li> <li>生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に興味があり、社会に貢献する意思のある生徒</li> </ol>

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
上川		旭川商業	流通ビジネス	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 ビジネスに興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組む生徒      2 生徒会活動や学校行事、部活動に積極的に取り組む生徒      3 多様な社会の変化に対応し、主体的・協働的に取り組む生徒</p>
			国際ビジネス	50%	
			会計	50%	
			情報処理	50%	
		下川商業	商業	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 基本的生活習慣が身に付いているとともに、向上心に溢れ、目標を立て粘り強く取り組む生徒      2 商業の学習に興味・関心が高く、検定取得にも意欲的に取り組もうとする生徒      3 主体性をもって多様な人々と協働して学び、将来地域のリーダーとして貢献しようとする生徒      4 個性に溢れ、自己の強みや特長を部活動や生徒会活動、地域活動などで発揮しようとする生徒</p>
		旭川南	総合	50%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <p>1 総合学科を志望する明確な理由を持ち、高校生活を意欲的に送ろうとする意思を持っていること      2 集団生活や特別活動を通じて、コミュニケーション能力や豊かな人間性を身に付けようとする意思を持っていること</p>
		剣淵	総合	50%	
					農業・福祉・地域産業のいずれかに興味関心を持ち、専門的な知識・技能の習得に意欲を持つ生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
留萌	留 萌	普通	20%	次の全てに該当する生徒 1 地域のことに関心を持ち、地域の在り方を考える生徒 2 意欲的に、自己のキャリア形成に向けて学習活動に取り組む生徒 3 精力的に、学校行事や生徒会活動、課外活動に取り組む生徒
		電気・建築	50%	
		情報ビジネス	50%	
	天 塩	普通	20%	次のいずれかに該当する生徒 1 自分の進むべき道を見つけ、自己発見につなげたい生徒 2 これまでの学びを深め、更に向上心を持って学びを続けたい生徒 3 他と協働して主体的に部活動や生徒会活動に参画できる生徒 4 地域に貢献することを志す生徒
	遠別農業	生産科学	90%	次の全てに該当する生徒 1 動植物や農業を中心とした関連産業に興味を持ち、自らの目標を創り出し、探究しながら実現に向けて努力できる生徒 2 地域や学校での暮らしをとおして、持続可能な開発目標（SDGs）を理解し、自他の生命尊重や他人への思いやりをグローバルな視野で持とうとする生徒 3 日常のあらゆる場面をキャリア形成の場と捉え、GROWTH MINDSET（自分の成長は経験や努力によって向上できるという考え方）を身に付けようとする生徒
	苦前商業	商業	50%	次のすべてに該当する生徒 1 ビジネス教育を含め多くの資格取得と、苦前ブランド（農業・漁業・酪農）に興味を持ち、自らの夢を創造して、その実現に向け努力できる生徒 2 地域と協働し、地域での暮らしを通して、自他の生命や尊厳を理解し、分かち合い、他人を思いやり、優しさを育みたいという気持ちを持つ生徒 3 自己を律し、地域とともに成長し、将来の目的意識を明確にして、進学・就職に取り組む意欲のある生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
宗谷	稚内	普通	30%	基礎学力から応用まで主体的・継続的に前向きに取り組み、大学進学を進路目標にするなど学業への志が高く、入学後も周囲の模範となる学校生活を送ることが期待できる生徒
		商業	50%	基礎学力から応用まで主体的・継続的に前向きに取り組み、自己の進路を考え資格・検定の取得を目指し、入学後も周囲の模範となる学校生活を送ることが期待できる生徒
		衛生看護	50%	基礎学力から応用まで主体的・継続的に前向きに取り組み、5年一貫教育で看護師を目指し、入学後も周囲の模範となる学校生活を送ることが期待できる生徒
	利尻	普通	30%	次のいずれかに該当する生徒 1 地域との交流や自然を大切にする活動に興味・関心を持ち、積極的にふるさとに貢献し学ぼうとする意欲のある生徒 2 大学への進学など明確な進路目標を持って学習に積極的に取り組もうとする熱意のある生徒
	礼文	普通	30%	基本的な生活習慣が身に付いており、次のいずれかに該当する生徒 1 明確な進路目標を持ち、その実現に向けて積極的に学習に取り組む生徒 2 国際理解、地域理解に興味・関心を持ち、主体性かつ自主性に富む生徒

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
オホーツク	中	北見北斗	理数	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 自然科学などの科学分野に興味を持ち、観察・実験・体験を重視した専門的な学習や、大学や研究機関などとの交流を通じた探究活動に取り組みたい気持ちがある生徒</p> <p>2 自らを高めるために様々な事柄に積極的にチャレンジしようとする意欲がある生徒</p> <p>3 高校卒業後は、グローバルな精神をもって、広い社会への貢献を考えている生徒</p>
		北見柏陽	普通	20%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <p>1 高い目的意識を持ち、学業に優れ、大学進学等に向けて意欲的に学習に取り組む生徒</p> <p>2 スポーツ・芸術等に高い関心を持ち、積極的に取り組む生徒</p>
		北見緑陵	普通	10%	基本的な生活習慣が身に付いており、学業・スポーツ・芸術に高い関心と意欲を持ち、これらの活動に積極的に取り組む熱意のある生徒
		常呂	普通	40%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <p>1 他者と協働することができるとともに、自ら意欲的に学ぼうとする生徒</p> <p>2 地元の自然や暮らしに興味関心があり、地域の問題解決に主体的に取り組もうとする生徒</p>
	美幌		普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 入学後も目的意識を持って学習や部活動・ボランティア活動等に熱心に取り組む生徒</p> <p>2 チャレンジ精神を持ち、目標や夢に向かって、粘り強く努力する生徒</p> <p>3 自らの可能性を追求し、個性を伸ばして自己実現を図ろうとする生徒</p> <p>4 自他の命や健康を大切にし、他者を思いやる心を持つ生徒</p>
			未来農業	90%	
	津別		普通	30%	<p>基本的な生活習慣と基礎的な学力が身に付いており、次の両方を満たす生徒</p> <p>1 学校行事及び生徒会活動などの学校生活を大切にする生徒</p> <p>2 将来の進路目標を持ち、その実現に向けて意欲的に取り組む生徒</p>
	訓子府		普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 明確な進路目標を持ち、自己の進路を実現するため積極的に学習に取り組もうとする生徒</p> <p>2 生徒会活動・部活動・ボランティア活動等に積極的に取り組み、その活動を充実させ、自己を高めようとしている生徒</p>
	東	網走南ヶ丘	普通	20%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 大学進学等、将来の目標をしっかりと持ち、自ら学ぼうとする意欲の高い生徒</p> <p>2 生徒会活動や学校行事、部活動等において、リーダー性を発揮し、主体的に取り組む生徒</p>
		網走桂陽	普通	20%	
			商業	30%	
			事務情報	30%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 目的意識を持ち、主体的に行動しようとする生徒</p> <p>2 向上心を持ち、学習活動、地域社会への貢献活動等に積極的に取り組もうとする生徒</p> <p>3 自立した社会人・職業人となるために意欲的に取り組もうとする生徒</p>

学区		学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
才ホーツク	西	遠 輕	普通	20%	<p>単位制の特色を理解し、自ら目的意識を持ち、他と協力しながら充実した学校生活をつくり上げる意欲があり、次のいずれかを満たす生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部活動やボランティア活動等に積極的に取り組むとともに、学習との両立を図る意欲がある生徒</li> <li>2 デジタル技術や機器などに興味・関心があり、学習において積極的にデジタルを活用する意欲がある生徒</li> </ol>
		湧 別	普通	*40%	<p>基本的な生活習慣と基礎学力が身に付いており、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様々な課題に対し、主体的に行動し学ぼうとする生徒</li> <li>2 他者とともに自らを成長させたいという生徒</li> <li>3 自分の視野を積極的に広げようとする意欲のある生徒</li> <li>4 リーダーシップを発揮し地域の未来を支え行動を起こす意欲のある生徒</li> </ol>
	紋 別	電子機械	50%	次の全てに該当する生徒	
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 希望する進路実現に向かって自らすんで意欲的に学習する生徒</li> <li>2 郷土を愛するとともに、ものづくりを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を実現させようとする意欲にあふれた生徒</li> <li>3 実習を通して、技術や技能を習得し、企業との連携による技術の高度化に積極的に取り組むことができる生徒</li> <li>4 工学部等への大学進学や工業に関する企業への就職を目指し、積極的に取り組む生徒</li> </ol>	
		総合ビジネス	50%	次の全てに該当する生徒	
	北見工業	電子機械	50%	次のいずれかに該当する生徒	
		電気	50%	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高校生活に目標や目的意識を持ち、積極的に学習に取り組む意欲のある生徒</li> <li>2 工業に興味・関心があり、積極的に工業の技術や知識を身に付けようとする生徒</li> <li>3 自分自身を大切にすると共に、他者を尊重する生徒</li> </ol>	
		建設	50%		
	北見商業	商業	50%	基本的な生活習慣及び基礎学力が身に付いており、次のいずれかに該当する生徒	
		流通経済	50%	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 何事にも積極的に取り組み、将来を見据えて自己の成長に努めようとする生徒</li> <li>2 ビジネス活動に関心を持ち、意欲的に学ぼうとする生徒</li> <li>3 豊かな人間形成のため、他者と良好な関係を築こうとする生徒</li> <li>4 規範意識を持って、社会的な役割と責任を果たそうとする生徒</li> </ol>	
		情報処理	50%		
	置 戸	福祉	50%	<p>持続可能な地域社会を形成する貴重な人材となる自覚を持ち、福祉の視点を基盤として自らを鼓舞し、努力し続けようとする生徒</p> <p>このことを踏まえ、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自らの将来に向けて積極的に学ぼうとする生徒</li> <li>2 自らの課題を見つけ、主体的に学び、目標に向かって最後まで諦めずにやり抜こうとする生徒</li> </ol>	
	斜 里	総合	50%	次の全てに該当する生徒	
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な価値観を共有し、互いの良さを認め伸ばし合うことができる生徒</li> <li>2 地域の魅力を積極的に見出し、課題の解決に向けて周囲と協働しながら取り組む生徒</li> </ol>	

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
十勝	帯広三条	普通	20%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 学業に優れ、大学進学等に向けて意欲的に学習に取り組む生徒 2 スポーツや芸術の分野で活躍し、入学後も本校における部活動に意欲的に学習との両立を図ろうとする生徒</p>
	帯広緑陽	普通	20%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 学業優秀で、入学後も資格検定取得に意欲的に取り組み、学業分野において高い目標を掲げ、リーダーシップを発揮できる生徒 2 学業との両立を図り、入学後も継続して当該部活動や特別活動（生徒会活動）に意欲的に取り組み、その秀でた分野での能力向上に努め、リーダーシップを発揮できる生徒</p>
	音更	普通	30%	<p>基本的生活習慣と基礎学力が身についており、次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 大学等進学を目指し意欲的に学習に取り組む生徒 2 生徒会や部活動等の経験を活かし、入学後も意欲的に活動する生徒 3 農業に興味があり、将来は地域産業への貢献を目指し意欲的に学ぶ生徒</p>
	上士幌	普通	40%	<p>これから社会の創り手としての地域に求められる学校を目指し、教育活動を通じて地域・社会に貢献できる人材育成を使命としています。そのため、上士幌高校では次のすべてに該当する生徒を募集します。</p> <p>1 将来を見据え、意欲的に学ぼうとする生徒 2 主体的に地域や社会に貢献しようとする生徒 3 多様性を認め、お互いの存在を尊重しようとする生徒</p>
	芽室	普通	40%	<p>校訓「切磋琢磨」を理解し、次の全てに該当する生徒</p> <p>1 主体的に学び、思いやりの心を持って他者と協働する生徒 2 高校卒業後の明確な進路目標を持ち、目標達成のため学習や課外活動に意欲的に取り組む生徒</p>
	幕別清陵	普通	40%	<p>校訓「考拓愛」を理解し、基本的生活習慣と基礎学力を身に付けているもののうち、次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 クラスや学校を牽引する気概を持った生徒 2 部活動の新たな歴史を創る熱意にあふれる生徒 3 SDGsや探究学習を通して「今だけ自分だけではない価値観」を身に付けようとする生徒 いずれも、中学校までの経験と実績を活かした高校での具体的な行動目標と、高校卒業後の進路に関する展望を持っていること。</p>
	鹿追	普通	* 40%	<p>本校が求める生徒像として、学習に意欲的に取り組んでおり、次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 本校の国際理解教育を理解し、積極的に国際交流・国際理解に取り組む意欲のある生徒 2 本校の探究活動を通して主体的に課題解決に取り組む意欲のある生徒</p>
	大樹	地域探究	40%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <p>1 多様性や共生社会について興味・関心を持ち、様々な人々との協働をとおして、自他を尊重する豊かな心を身に付けようとする生徒（共生） 2 ふるさとに愛着を持ち、本校の探究学習をとおして、主体的に地域の課題解決に取り組もうとする生徒（共創）</p>
	広尾	普通	* 30%	基本的な生活習慣が身に付いており、スポーツや芸術分野、または、生徒会活動やボランティア活動に興味を持ち、明確な進路目標のために学習との両立を図りながら、自己実現を目指す意志がある生徒

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
十勝	帯広農業	農業科学	90%	<p>1 農、食、環境への興味・関心が高く、意欲的に実習や実験に取り組む生徒</p> <p>2 将来の進路実現に向けて、高い目標を掲げて学業に積極的に取り組む生徒</p> <p>3 学校内外の諸活動（コンクール、発表大会など）や部活動などに積極的に参加する生徒</p> <p>4 思いやりの心を持ち、仲間と協力して前向きに高校生活を送ろうとする生徒</p>
		酪農科学	90%	
		食品科学	90%	
		農業土木工学	90%	
		森林科学	90%	
十勝	更別農業	農業	90%	<p>教育目標に基づき編成された教育課程を通し、グローバル化する社会の一員として基礎的な資質・能力を身に付け、地域社会に貢献できるとともに、自己の特性や能力を最大限に伸長させ、主体的にたくましく生き抜くことができる生徒の育成を目指しています。そのため本校では、基本的な生活習慣を有し、特に次に掲げる意欲と学力等を有する生徒を求めています。</p> <p>1 本校の「農業（高校）」について興味・関心を持ち、積極的に取り組む意欲のある生徒</p> <p>2 農業や関連産業等の活動に強い意欲と関心を持ち、教科等の学習との両立を図りながら、進路実現に前向きに取り組む意欲のある生徒</p>
		生活科学	90%	
	幌士	アグリビジネス	90%	<p>次のいずれかに該当する生徒を募集します。</p> <p>1 6次産業化や地域活性化に関心を持ち、意欲的に取り組む生徒</p> <p>2 多様な資格にチャレンジし、キャリアアップの実現に励む生徒</p> <p>3 明確な目的意識を持ち、その実現に向けて努力する生徒</p>
	フードシステム	90%		
十勝	帯広工業	電子機械	50%	<p>基本的な生活習慣および基礎的な学力が身についており、かつ、次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 高い学習能力、豊かな発想力と知的好奇心にあふれ、工業系・技術系の進路を強く見つめ、自己実現のために意欲的・継続的に取り組む生徒</p> <p>2 スポーツや芸術・文化における高い能力を有し、主体的・積極的・継続的に取り組むことのできる生徒</p>
		電気	50%	
		建築	50%	
		環境土木	50%	
十勝	帯広南商業	商業	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 商業の学びに興味・関心があり、将来の進路目標を実現するため、学習および各種検定・資格取得に取り組む生徒</p> <p>2 部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、入学後も引き続き活動する意欲をもった生徒</p> <p>3 自他を大切にし、ボランティア活動等に積極的に取り組み、他者と協働して地域社会に貢献しようとする生徒</p>
	清水	総合	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒を求めます。</p> <p>1 総合学科の特色を理解し、本校で学ぼうとする強い意志をもった生徒</p> <p>2 自立した学習者として、自らの進路実現に向けて意欲的に学習する生徒</p> <p>3 生徒会活動や部活動に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮する生徒</p>
	池田	総合	50%	総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲と学力、並びに特別活動等における活動状況等を考慮して受け入れる。

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
釧路	釧路湖陵	文理探究	20%	<p>基本的な生活習慣が身に付いており、学習活動はもとより、生徒会活動、学校行事や部活動等に積極的に参加する生徒で、次のいずれにも該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>知的探究心があり、現代的な諸課題等について、他者と協働しながら課題の解決や新たな価値の創造に向けて、主体的に学ぶことができる生徒</li> <li>社会科学や人文科学、自然科学など、幅広い分野に興味・関心がある生徒</li> </ol>
		理数探究	30%	<p>基本的な生活習慣が身に付いており、学習活動はもとより、生徒会活動、学校行事や部活動等に積極的に参加する生徒で、次のいずれにも該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>知的探究心があり、現代的な諸課題等について、他者と協働しながら課題の解決や新たな価値の創造に向けて、主体的に学ぶことができる生徒</li> <li>特に、理科や数学など、自然科学分野の学習に興味・関心が高い生徒</li> </ol>
	釧路江南	普通	20%	<p>主体的な学びを目指し、進路の目標達成に強い意志を持ち、他者への思いやりとリーダーシップを備え、次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>スポーツや芸術に高い関心・意欲を持ち、学習と両立できる生徒</li> <li>英語学習に高い関心・意欲を持つ生徒</li> </ol>
	阿寒	普通	30%	<p>次の両方に該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学ぶ姿勢を持ち続ける生徒</li> <li>地域の自然や文化、交流活動に興味・関心がある生徒</li> </ol>
	白糠	普通	30%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>積極的に学習に取り組もうとする生徒</li> <li>生徒会活動や部活動、ボランティア活動等に主体的に取り組もうとする生徒</li> <li>地域に貢献しようとする意欲のある生徒</li> </ol>
	弟子屈	普通	40%	<p>次の1~3の全てに該当し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本校で学びたいという強い意志を持つ生徒</li> <li>他の人と協働して目的を達成することのできる生徒</li> <li>人間尊重の精神を持ち、社会貢献の意識の高い生徒</li> </ol> <p>次の4、5のいずれかに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高い志と知的探究心を持ち、意欲的に学習に取り組む生徒</li> <li>弟子屈町の未来を創造し、地域・社会の課題解決に向けて主体的に取り組む生徒</li> </ol>
	厚岸翔洋	普通	30%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>何事に対しても意欲的に取り組み、自らを高めるために学び続けようとする生徒</li> <li>自他を尊重し、周囲への貢献意識を持って主体的に行動しようとする生徒</li> <li>広い視野から将来の目標を見つけ、その実現に向けて意欲的に挑戦しようとする生徒</li> </ol>
		海洋資源	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>何事に対しても意欲的に取り組み、自らを高めるために学び続けようとする生徒</li> <li>自他を尊重し、周囲への貢献意識を持って主体的に行動しようとする生徒</li> <li>水産・海洋への興味・関心を持ち、水産物の生産又は調理に関する専門的な知識・技術の習得に努めようとする生徒</li> </ol>
	釧路北陽	普通	30%	<p>私たちは、次に示す学習者像を有する個人や集団こそが、より良い地域社会や世界を築くことに貢献できる国際的な視野を持った人材であると考え、学習活動や部活動等の課外活動をとおして、こうした学習者像に近づこうとする人物の入学を希望しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>探究する人 好奇心を育み、探究するためのスキルを身に付け、自己の学びを自ら構築する人。</li> <li>コミュニケーションができる人 複数の言語や様々な方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現する人。他者の考えを尊重し、効果的に協力し合う人。</li> <li>心を開く人 自分たちの価値観・文化の真価を受け止めつつ、他の人々の価値観・文化の真価もまた受け止める人。多様な視点を求め、尊重し、自他の生活や私たちの世界を良くするために行動する人。</li> <li>挑戦する人 不確実なものごとに対し熟慮と強い意思をもって向き合い、一人で、または、他の人々と協力して、新しい考え方や方法を探求する人。変化を恐れず、アイディアを巡らせ、リスクに立ち向かう人。</li> </ol>

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
釧路	釧路工業	電子機械	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 工業に興味・関心を持ち、誠実な態度で物事に取り組む生徒      2 専門性を高め、創意工夫し、自らより良い未来を創造しようとする生徒      3 基本的な生活習慣が身についており、様々な活動に意欲的に取り組める生徒</p>
		電気	50%	
		建築	50%	
		土木	50%	
		工業化学	50%	
	釧路商業	流通マネジメント	50%	<p>次の全てに該当する生徒</p> <p>1 基本的生活習慣をしっかりと身に付けている生徒      2 商業の各分野の学びに強い興味・関心がある生徒      3 目標意識を持って主体的に学習や学校生活に取り組み、将来を自ら切り拓いていこうとする生徒      4 生徒会活動、スポーツ活動等において優れた資質や実績を持ち、社会に目を向け積極的に人と関わろうとする生徒</p>
		会計マネジメント	50%	
		情報マネジメント	50%	
	釧路明輝	総合	50%	<p>次のいずれかに該当する生徒</p> <p>1 将来への目的意識を持ち、自己実現を図ろうとする生徒      2 国際交流や社会福祉等に高い関心を持ち、地域の発展に尽くそうとする生徒</p>
	標茶	総合	50%	本校のスクール・ミッション及び学校教育目標を理解し、積極的に自己の未来を追求すると共に、地域を支え、社会を創造していく意欲のある自立した生徒を求める。

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
根室	根室	普通	30%	次の全てに該当する生徒 1 学ぶ意欲があり、学びの意義を理解し、学びを大切にする人 2 主体性・多様性・協働性を大切にする人 3 これからの時代をしなやかにたくましく生き抜いていけるよう、人間として成長したい人
		商業	50%	
		事務情報	50%	
	別海	酪農経営	50%	次のいずれかに該当する生徒 1 酪農を後継したい人 2 農業に興味があり、実践的な活動を通して人間力を高めたい人 3 豊かな人間性を育み、地域を担う社会人になりたい人
	中標津	総合ビジネス	50%	次のいずれかに該当する生徒 1 基本的な生活習慣や基礎学力が身に付いている生徒 2 高い目標を持ち将来を見据え、発展的な学習に取り組む生徒 3 地域との交流・部活動・生徒会活動・各種資格取得に興味・関心を持ち、積極的に取り組む生徒
中標津農業	中標津	普通	40%	次のいずれかに該当する生徒 1 明確な進路希望を持ち、自己実現に向けてたゆまぬ努力を続け、主体的かつ協働的に学習に取り組む生徒 2 生徒会活動や部活動、特別活動等において、主体的に行動し、リーダーとして意欲的に取り組む生徒 3 地域との交流やボランティア活動を積極的に取り組み、地域のために貢献できる生徒
	中標津農業	生産技術	50%	次の全てに該当する生徒 1 基礎基本の確実な定着を図り、自ら学ぶ意欲を育てようとする生徒 2 基本的生活習慣の確立を図り、自主性・自律性・多様性を尊重し育成につなげようとする生徒 3 自分自身の将来に向けて進路目標を実現しようとする生徒 4 地域との交流や農業クラブ・生徒会活動や部活動、特別活動等において主体的に行動し、地域の発展に貢献しようとする生徒 5 農業及び農業関連産業に興味関心をもち、地域の産業を担おうとする生徒
		食品ビジネス	50%	

※ 札幌市立高等学校については札幌市教育委員会(011-211-3891)に、北海道知内高等学校については北海道知内高等学校(01392-5-5071)に、北海道奥尻高等学校については奥尻町教育委員会(01397-2-3890)に、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校については北海道おといねっぷ美術工芸高等学校(01656-5-3044)に、北海道三笠高等学校については北海道三笠高等学校(01267-4-2200)に、北海道大空高等学校については北海道大空高等学校(0152-66-2061)に、北海道霧多布高等学校については浜中町教育委員会(0153-62-2249)に、ニセコ国際高等学校については北海道ニセコ高等学校(0136-44-2224)にお問い合わせください。

## 令和8年度(2026年度)公立高等学校推薦入学者選抜実施校における

### 定時制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表

定時制課程の高等学校のうち、次の学校・学科で推薦入学者選抜を行います。

(北海道有朋高等学校、札幌市立高等学校、日高町立高等学校を除く)  
※ 推薦入学者選抜における入学枠は、募集人員の30%程度の数とします。

各高等学校では、スクール・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）を、**それぞれの学校のウェブページ等で公表**しています。

管内	学校名	学科名	入学者の受入れに関する方針
石狩	札幌東	普通	次の全てに該当する生徒 1 学ぶ意欲、姿勢を持ち、粘り強く学習に取り組む生徒 2 互いの立場を理解し認め合い、ともに向上しようとする生徒 3 特別活動や課外活動等に意欲的に挑戦できる生徒
	札幌西	普通	「夜間定時制高校」の特色を理解し、次のいずれかに該当する生徒 1 目標に向かって絶えず努力する生徒 2 自分で考え正しく判断し、進んで行動できる生徒 3 進路目標実現のための学力を身に付けようとする生徒
	札幌南	普通	次の全てに該当する生徒 1 学ぶ意欲を持ち、最後まで粘り強く学習に取り組もうとする人 2 思いやりの心をもち、よりよい人間関係を構築しようとする人 3 規律と礼儀を守り、善悪のけじめがつけられる人
	札幌北	普通	次の両方に該当する生徒 1 多様性を尊重し、仲間を大切にできる生徒〈寛容・良識〉 2 学ぶ姿勢を持ち、未来を信じて挑戦できる生徒〈進取〉
	札幌月寒	普通	基本的な生活習慣が身に付いており、次の両方を満たす生徒 1 働きながら学ぶ意欲を持ち、部活動や生徒会活動に積極的に取り組む生徒 2 自らの興味・関心や進路目標を踏まえて、意欲的に学校生活を送ることができる生徒
	札幌琴似工業	工業 (電子機械)	基本的な生活習慣が身に付いており、次のいずれかに該当する生徒 1 高校で4年間じっくり基礎から学びたい人 2 ものづくりに興味がある人
後志	小樽潮陵	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 義務教育段階の学び直しを含め基礎学力を身に付けたい生徒 2 毎日の学びを通して高校を卒業したいという意志を持った生徒 3 学業の必要性を感じ再挑戦しようとする生徒 4 自分の夢や将来の希望を持ち、その実現に向けて継続的に努力する生徒 5 学校行事や生徒会活動等を大切にし、学校生活に意欲的に取り組む生徒
胆振	室蘭栄	普通	次の全ての項目に該当すること 1 高校生活に目標を持ち、自ら学ぼうとする生徒 2 学校行事等に積極的に参加し、自らを向上させようとする生徒 3 基本的な生活習慣を整え、規則正しい生活を送ろうとする生徒
渡島	函館中部	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 学習と仕事を両立させ、充実した学校生活を送る意欲のある生徒 2 基本的な生活習慣を身に付け、規律ある学校生活を送る意欲のある生徒 3 自他を大切にし、部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、他者と協働して社会に貢献しようとする意欲のある生徒
	函館工業	工業 (電子機械)	次の全てに該当する生徒 1 積極的に社会参加をしながら、意欲的にものづくりを学び続ける生徒 2 自他の生命を尊重し、協調性に溢れる生徒 3 特別活動や課外活動に意欲的に取り組む生徒

管内	学校名	学科名	入学者の受け入れに関する方針
渡島	函館商業	商業 (事務情報)	次のいずれかに該当する生徒 1 商業(ビジネス)活動に関する興味・関心と明確な目的意識を持ち、何事にも意欲的に粘り強く取り組む人 2 郷土を愛し、他者と協働して、社会に貢献しようとする人 3 部活動や行事、地域活動等に積極的に取り組もうとする人 4 自他の価値を尊重し、互いの創造性を培い、自主自律の勤労を重んじる人
上川	旭川東	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 基本的生活習慣が確立している、意欲ある生徒 2 働きながら学ぶ意思の強い生徒 3 高校卒業後の就職や進学について目標を持っている生徒
宗谷	稚内	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 基礎学力の習得から定着まで主体的・継続的に前向きな取組ができる生徒 2 互いを認め合い、共に生きることの大切さを理解できる生徒 3 社会生活に役立つ知識や規範意識を主体的に身に付けようと努力する生徒
才ホーツク	網走南ヶ丘	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 進路等、将来の目標と自ら学ぼうとする意欲を持った生徒 2 生徒会活動や学校行事、部活動等に主体的に参加し取り組む生徒 3 働きながら学ぼうとする意欲を持った生徒
	遠軽	普通	次のいずれかに該当する生徒 1 自分の将来をたくましく切り開く知識・技能を身に付けようと努力できる生徒(知恵) 2 他者への敬意や思いやりを持ち、共にはたらくことのできる生徒(協働) 3 市民(citizen)として規範意識と自律心を持ち正しい選択と行動ができる生徒(市民性)
釧路	釧路湖陵	普通	これまでの自分を見つめ、高校に入って「学びたい」という自らの意志をもち、新たな仲間と、ともに成長したいと強く願っている生徒の入学を期待する。

※ 札幌市立高等学校については札幌市教育委員会(011-211-3891)に、北海道日高高等学校については北海道日高高等学校(01457-6-2626)にお問い合わせください。

## 令和8年度（2026年度）公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成に当たっての基本方針

- 1 中学校学習指導要領に基づき、学年、分野、領域等のバランスを考慮して作成する。
- 2 基礎的・基本的な知識及び技能並びに、習得した知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が身に付いているかをみるとができるよう作成する。
- 3 全国学力・学習状況調査の結果等を参考に、子どもたちの学習の状況等をみるとができるよう作成する。

※ 市町村立高等学校の通学区域規則は、各市町村教育委員会で定めているが、本手引においては、北海道立高等学校通学区域規則と同様の扱いをして支障が生じない市町村立高等学校について、北海道立高等学校通学区域規則の別表に、★印を付して掲載している。

なお、札幌市立高等学校については、本手引130ページに記載している照会先を参照すること。

## ●北海道立高等学校通学区域規則

(平成16年1月16日教育委員会規則第1号)

[最終改正] 令和6年11月13日教育委員会規則第11号改正

北海道立高等学校通学区域規則をここに公布する。

### 北海道立高等学校通学区域規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項の規定に基づき、北海道立高等学校通学区域規則（昭和56年北海道教育委員会規則第12号）の全部を改正するこの教育委員会規則を制定する。

#### (通学区域)

第1条 北海道立高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程（単位制による全日制の課程を含む。以下同じ。）の普通教育を主とする学科への就学（転学若しくは編入学又は転籍若しくは転科による場合を含む。以下同じ。）に係る通学区域（以下「学区」という。）は、別表のとおりとする。

2 高等学校の全日制の課程のうち普通教育を主とする学科以外の学科、定時制の課程及び通信制の課程への就学に係る通学区域は、それぞれ、道内全域とする。

3 外国に長期間滞在し、かつ、帰国後の期間が短期間である者及びこれに準ずる者（以下「帰国子女等」という。）の北海道札幌国際情報高等学校の普通教育を主とする学科への就学に係る通学区域は、第1項の規定にかかわらず、道内全域とする。

#### (就学すべき高等学校)

第2条 高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）が就学すべき高等学校は、前条第3項に規定する場合を除き、別表の右欄に掲げる地域の区分に応じ、その保護者（就学希望者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。以下同じ。）の住所の存する地域を学区とする同表の当該左欄に掲げる高等学校とする。

#### (学区外就学)

第3条 每学年の初めにおける第1学年（単位制による全日制の課程の第1年次を含む。以下同じ。）の入学の場合において、就学すべき高等学校以外の高等学校に就学しようとする就学希望者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の範囲内で、道内のいずれかの高等学校に就学することができる。

(1) 保護者の住所の存する地域の学区以外の学区（石狩学区を除く。）の高等学校へ就学しようとするとき その高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科のうち、普通科については当該学科の生徒の募集人員に100分の10を、普通科以外の学科については当該学科の生徒の募集人員に100分の20をそれぞれ乗じて得た数

(2) 石狩学区以外の学区に保護者の住所の存する場合で、石狩学区の高等学校へ就学しようとするとき その高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科の各学科の生徒の募集人員（以下「普通教育を主とする学科の募集人員」という。）にそれぞれ100分の5を乗じて得た数

(3) 前2号の場合において、その高等学校の全日制の課程の各学科の生徒の募集人員の合計が120人以下であるとき 前2号の規定にかかわらず、普通教育を主とする学科の募集人員にそれぞれ100分の50を乗じて得た数

第4条 次の各号に該当するときは、就学希望者は、第2条の規定にかかわらず、当該各号に定める高等学校に就学することができる。

- (1) へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）により指定されている3級以上のへき地学校の設置されている地域に保護者の住所が存するとき又は保護者の住所が存する地域が同法により指定されている3級以上のへき地学校の設置されている地域から2級以下のへき地等学校若しくはへき地等学校以外の学校の設置されている地域に変更となった場合で、当該変更のあった日の属する年度から起算して3年度を超えない期間内にあるとき 道内のいずれかの高等学校
  - (2) 前号の場合を除き、就学すべき高等学校への通学に極めて困難な地域に保護者の住所が存する場合で、他の高等学校に就学することが相当と認められるとき 道内のいずれかの高等学校
  - (3) 就学すべき高等学校の学区の境界の付近に保護者の住所が存する場合で、交通その他の事情により隣接する学区の高等学校に就学することが相当と認められるとき 隣接する学区の高等学校
- 2 前項第2号又は第3号の規定により就学しようとする就学希望者は、教育長の指定する期日までに、就学しようとする高等学校の校長（以下「校長」という。）に対し、隣接学区等就学承認申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 前項の申請があったときは、校長は、速やかに、承認又は不承認の決定を行い、隣接学区等就学承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により、就学希望者に対し、その旨を通知しなければならない。

第5条 高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、当該生徒が現に就学している高等学校に引き続き就学することができる。

（補則）

第6条 第1条第3項に規定する帰国子女等の範囲は、教育長が定める。

2 保護者の住所が道外に存する者の就学について必要な事項は、教育長が定める。

附 則（抄）

この教育委員会規則は、平成17年4月1日から施行し、同日に高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。

附 則（令和6年11月13日 教育委員会規則第11号）

この教育委員会規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表石狩学区の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

左 欄		右 欄
学区名	就学すべき高等学校	通学区域
空知南学区	北海道夕張高等学校 北海道岩見沢東高等学校 ★北海道岩見沢緑陵高等学校 北海道長沼高等学校 北海道栗山高等学校 北海道月形高等学校	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
空知北学区	北海道芦別高等学校 北海道滝川高等学校 ★北海道滝川西高等学校 北海道砂川高等学校 北海道深川西高等学校	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町

石狩学区	北海道札幌東高等学校 北海道札幌西高等学校 北海道札幌南高等学校 北海道札幌北高等学校 北海道札幌月寒高等学校 北海道札幌啓成高等学校 北海道札幌北陵高等学校 北海道札幌手稲高等学校 北海道札幌丘珠高等学校 北海道札幌西陵高等学校 北海道札幌白石高等学校 北海道札幌東陵高等学校 北海道札幌南陵高等学校 北海道札幌東豊高等学校 北海道札幌真栄高等学校 北海道札幌あすかぜ高等学校 北海道札幌稻雲高等学校 北海道札幌英藍高等学校 北海道札幌平岡高等学校 北海道札幌白陵高等学校 北海道札幌国際情報高等学校 北海道江別高等学校 北海道野幌高等学校 北海道大麻高等学校 北海道千歳高等学校 北海道恵庭南高等学校 北海道恵庭北高等学校 北海道北広島高等学校 北海道北広島西高等学校 北海道石狩南高等学校 北海道当別高等学校	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
後志学区	北海道小樽潮陵高等学校 北海道小樽桜陽高等学校 北海道寿都高等学校 北海道蘭越高等学校 北海道俱知安高等学校 北海道岩内高等学校	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村

胆振西学区	北海道室蘭栄高等学校 北海道室蘭清水丘高等学校 北海道登別青嶺高等学校 北海道伊達開来高等学校	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
胆振東学区	北海道苫小牧東高等学校 北海道苫小牧西高等学校 北海道苫小牧南高等学校 北海道白老東高等学校 北海道厚真高等学校 北海道追分高等学校 北海道鶲川高等学校 北海道穂別高等学校	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高学区	北海道富川高等学校 北海道平取高等学校 北海道静内高等学校 ★北海道えりも高等学校	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
渡島学区	北海道函館中部高等学校 北海道函館西高等学校 北海道南茅部高等学校 ★市立函館高等学校   北海道上磯高等学校   北海道松前高等学校 ★北海道知内高等学校   北海道七飯高等学校   北海道八雲高等学校   北海道長万部高等学校	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 ★北海道奥尻高等学校	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
上川南学区	北海道旭川東高等学校 北海道旭川西高等学校 北海道旭川北高等学校 北海道旭川永嶺高等学校 北海道富良野高等学校 北海道鷹栖高等学校 北海道上川高等学校 北海道東川高等学校 北海道美瑛高等学校 北海道上富良野高等学校 ★北海道南富良野高等学校	旭川市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町

上川北学区	北海道士別翔雲高等学校 北海道名寄高等学校 北海道美深高等学校	士別市　名寄市　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	留萌市　増毛町　小平町　苦前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町
宗谷学区	北海道稚内高等学校 北海道浜頓別高等学校 北海道枝幸高等学校 北海道豊富高等学校 北海道礼文高等学校 北海道利尻高等学校	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町　幌延町
オホーツク中学区	北海道北見北斗高等学校 北海道北見柏陽高等学校 北海道北見緑陵高等学校 北海道常呂高等学校 北海道美幌高等学校 北海道津別高等学校 北海道訓子府高等学校 北海道佐呂間高等学校	北見市　美幌町　津別町　訓子府町　置戸町　佐呂間町
オホーツク東学区	北海道網走南ヶ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校	網走市　斜里町　清里町　小清水町　大空町
オホーツク西学区	北海道紋別高等学校 北海道遠軽高等学校 北海道湧別高等学校 北海道興部高等学校 北海道雄武高等学校	紋別市　遠軽町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
十勝学区	北海道帯広柏葉高等学校 北海道帯広三条高等学校 北海道帯広緑陽高等学校 北海道音更高等学校 北海道上士幌高等学校 北海道鹿追高等学校 北海道芽室高等学校 北海道大樹高等学校 北海道広尾高等学校 北海道幕別清陵高等学校 北海道本別高等学校 北海道足寄高等学校	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町

釧路学区	北海道釧路湖陵高等学校 北海道釧路江南高等学校 北海道阿寒高等学校 北海道釧路東高等学校 ★北海道釧路北陽高等学校 北海道厚岸翔洋高等学校 ★北海道霧多布高等学校 北海道弟子屈高等学校 北海道白糠高等学校	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室学区	北海道根室高等学校 北海道別海高等学校 北海道中標津高等学校 北海道標津高等学校 北海道羅臼高等学校	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

備考 次の表の左欄に掲げる高等学校への就学に係る通学区域には、当分の間、同表の当該右欄に掲げる地域を含むものとする。

左 欄		右 欄
空知南学区	北海道岩見沢東高等学校	新篠津村
	★北海道岩見沢緑陵高等学校	
	北海道月形高等学校	新篠津村 浦臼町
石狩学区	別表（第1条関係）石狩学区の項における就学すべき高等学校	南幌町
	北海道札幌あすかぜ高等学校	小樽市銭函1丁目から5丁目まで 同市星野町 同市春香町 同市見晴町 同市張碓町 同市桂岡町
	北海道北広島高等学校 北海道北広島西高等学校	長沼町
胆振東学区	北海道追分高等学校	千歳市協和 同市幌加 同市新川 同市東丘 由仁町川端 栗山町字滝下
渡島学区	北海道長万部高等学校	黒松内町字黒松内 同町字旭野 同町字中里 同町字豊幌 同町字西の沢 同町字歌才 同町字東栄 同町字大成 同町字東川 同町字白炭 同町字熱郛 同町字西熱郛原野 同町字チヨ ポシナイ 同町字大谷地 同町字婆沢 同町字赤井川 同町字白井川 同町字観音岱 同町字五十嵐 同町字中ノ川 同町字添別 同町字目名
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 ★北海道奥尻高等学校	八雲町熊石泉岱町 同町熊石折戸町 同町熊石相沼町 同町熊石館平町 同町熊石泊川町 同町熊石黒岩町 同町熊石見日町 同町熊石鮎川町 同町熊石大谷町 同町熊石平町 同町熊石疊岩町 同町熊石根崎町 同町熊石雲石町 同町熊石鳴神町 同町熊石西浜町 同町熊石闘内町

留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	幌延町
オホーツク 中学区	北海道常呂高等学校	オホーツク東学区の通学区域欄に掲げる地域
オホーツク 東学区	北海道網走南ヶ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校	北見市常呂町
道内のいずれかの高等学校		函館市恵山岬町 同市元村町 同市富浦町 同市島泊町 同市新恵山町 同市絵紙山町 同市新八幡町 同市新浜町 同市跳子町 神恵内村 占冠村 中川町 幌加内町 遠軽町下白滝 同町旧白滝 同町白滝 同町上白滝 同町奥白滝 同町白滝天狗平 同町白滝支湧別 同町白滝北支湧別 同町白滝上支湧別 同町東白滝 日高町字日高 同町字千栄 同町字富岡 同町山手町 同町松風町 同町本町東 同町本町西 同町栄町東 同町栄町西 同町宮下町 同町新町 同町若葉町 同町字三岩

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

隣接学区等就学承認申請書

北海道 高等学校長 様

就学希望者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
保 護 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

次の理由により、北海道立高等学校通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号による就学を希望しますので、申請します。

(理由)

---

---

---

---

---

---

---

(注)「理由」の欄には、就学をしなければならない理由及び当該高等学校への就学を希望する理由を詳しく記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式（第4条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

北海道 高等学校長  
(氏名)  印

隣接学区等就学承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった就学については、承認します（承認できません）。

(注) 承認されたときは、入学願書にこの通知書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

## 入学検定料の取扱いについて

### 1 収入証紙の貼付

- (1) 収入証紙は、消印されたもの又は著しく汚染し若しくはき損したものは無効となるので留意すること。
- (2) 収入証紙の貼付に当たっては、入学願書又は収入証紙貼付用紙を使用すること。

### 2 一括貼付

同一高等学校への出願者分の収入証紙については、「北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領」に定める収入証紙貼付用紙に一括して、貼付することができる。<別記参照>

<別記>

収入証紙貼付用紙	
貼付欄	
事項	1 手数料の名称 高等学校入学検定料 ( 課程) 2 貼付金額 円 3 その他の事項 (代表者名) ほか 名分

令和 年 月 日申請

申請者 住 所

氏 名

(代表者)

---

(出身中学校名)

計 名 (No. ~No. )

(用紙寸法 日本産業規格 A 4)

#### 留意事項

- (1) 収入証紙貼付用紙に出願者全員の入学願書を添付すること。
- (2) 課程ごとに別葉とすること。
- (3) 入学願書の収入証紙貼付欄に「一括納付」と記入すること。
- (4) 入学願書の年月日と上記申請年月日は、同一年月日とすること。

### 3 出願変更に伴う入学検定料の取扱い

出願変更による入学検定料の取扱いについては、別記1の昭和59年12月1日付け教高第1171号「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（教育長通達）」によることとし、次の事項について、特に留意すること。

(1) 道立高等学校へ出願変更する場合は、上記通達の記の1の(1)によるほか、入学願書の上部余白に「納付済」と朱書きして当該願書を出願変更先の高等学校へ送付すること。

また、「入学願書受付簿」の備考欄には、「○月○日○○高等学校へ出願変更」と朱書きすること。

(2) 市町村立高等学校へ出願変更する場合は、出願変更先の高等学校へ出願変更した出願者の関係書類を送付するとともに、上記通達の記の2によること。

(3) 道立高等学校からの出願変更又は市町村立高等学校からの出願変更による場合は、上記通達の記の1の(2)又は3によること。

### 4 推薦入学に係る入学検定料の取扱い

別記2の通知によること。

### 5 著しく大規模な災害による被災者に係る入学検定料の取扱い

別記3の通知によること。

### 6 根拠条例等

北海道収入証紙条例

北海道収入証紙条例施行規則

北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領

## 別記1

教高第1171号

昭和59年12月1日

各教育局长 殿  
各道立高等学校長

北海道教育委員会教育長

### 道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通達）

このことについては、北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領（昭和40年4月1日付け40局総第117号出納長、総務部長通達）に基づき処理しているところであるが、出願変更に伴う入学検定料については、下記により取り扱うこととしたので、遺漏のないようにしてください。

なお、昭和46年1月28日付け46教財第2015号「昭和46年度道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」当職通達は、廃止します。

記

#### 1 出願変更先が道立高等学校の場合

##### (1) 当初の出願先高等学校における手続

出願変更先高等学校に出願変更をした受検者の願書等の関係書類を送付する場合は、収入証紙ちよう付申請書処理簿（以下「申請書処理簿」という。）に当該受検者に係る処理事項を送付した日付をもって朱書し処理件数から減ずるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。

##### (2) 出願変更先高等学校における手続

当初の出願先高等学校から願書等の関係書類が送付された場合は、当該書類を受理した日付をもって申請書処理簿に処理事項を記載し処理件数に加えるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。

#### 2 出願変更先が市町村立高等学校の場合

##### (1) 既納の入学検定料は全額還付すること。

(2) 出願変更先高等学校に当該出願変更をした受検者の関係書類を送付するときに、申請書処理簿から収入証紙過誤ちよう付還付処理簿に転記するとともに、各処理簿の備考欄に「出願変更 月 日転記」と表示すること。

#### 3 市町村立高等学校から道立高等学校へ出願変更をした場合

入学検定料は、所定の手続により徴収すること。

（学校教育部高等学校課学務係）

教高第2150号  
令和3年(2021年)11月25日

各教育局长様  
各道立高等学校長

北海道教育委員会教育長

道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱について(通知)

令和4年度の道立高等学校推薦入学者選抜については、令和3年(2021年)9月28日付け当職決定の「令和4年度(2022年度)道立高等学校推薦入学者選抜実施要項」(同日付け公報第6267号掲載)及び令和3年(2021年)9月28日付け当職決定の「令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」(同日付け公報第6267号掲載)により実施されますが、これらに係る再出願に伴う入学検定料の取扱いについて令和4年度の入学者選抜から次のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないように対応願います。

なお、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和57年2月25日付け教財第3019号教育長通知)及び「北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(平成6年11月11日付け教財第3087号教育長通知)は廃止します。

記

1 当初出願した課程が全日制の課程の場合

(1) 再出願先が道立高等学校の場合

入学検定料は徴収しない。

また、既に徴収した入学検定料は還付しない。

(2) 再出願先が市町村立高等学校の場合

既に徴収した入学検定料は還付しない。

2 当初出願した課程が定時制の課程の場合

(1) 再出願先が道立高等学校の全日制の課程の場合

全日制の課程の入学検定料から定時制の課程の入学検定料を差し引いた差額を徴収する。

また、既に徴収した入学検定料は還付しない。

(2) 再出願先が道立高等学校の定時制の課程の場合

入学検定料は徴収しない。

また、既に徴収した入学検定料は還付しない。

(3) 再出願先が市町村立高等学校の場合

既に徴収した入学検定料は還付しない。

3 市町村立高等学校から道立高等学校に再出願した場合

入学検定料は徴収する。

(学校教育局高校教育課高校入試改善係)

教高第 667 号  
平成23年7月26日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領の制定について（通知）

このことについて、北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部改正に伴い、著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領（平成23年7月26日教育長決定）を制定しましたので、貴下関係職員に周知するとともに、取扱いに誤りのないようにしてください。

（学校教育局高校教育課高校予算グループ）

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領

(平成23年7月26日教育長決定)

第1 免除の基準

北海道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。)第11条の2の規定により、著しく大規模な災害(教育長の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合とは、入学若しくは他の学校からの転学を志望する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村(大量の帰宅困難者等が発生し、災害救助法の適用を受けた市町村を除く。)に居住していたと認められる場合

2 1以外の市町村に居住し、かつ、被災したと認められる場合

第2 免除の申請手続等

1 授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料

(1) 免除の申請手続

ア 授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料(以下「授業料等」という。)の免除を受けようとする者にあっては、毎年4月20日までに免除申請書(別紙様式1)(以下「申請書」という。)を道立高等学校長(道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。)に提出しなければならない。ただし、年度の中途中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

イ アの申請書には、家庭状況申出書(別紙様式2)及び次表に定める証明書類を添付しなければならない。ただし、前年度から引き続き免除を受けようとする者にあっては、証明書類の添付を省略できるものとする。

免除基準	添付書類
第1の1	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災当時の住所が確認できるもの、罹災証明書又はそれに代わるもの</li><li>・転学願(転学の理由が被災によるもの)の写し又はそれに代わるもの</li><li>・その他校長が必要と認めるもの</li></ul>
第1の2	<ul style="list-style-type: none"><li>・罹災証明書又はそれに代わるもの</li><li>・転学願(転学の理由が被災によるもの)の写し又はそれに代わるもの</li><li>・その他校長が必要と認めるもの</li></ul>

(2) 免除の決定

ア 免除の決定は、会計年度ごとに行う。

イ 授業料等の免除を決定したときは、免除証(別紙様式3)を申請者に交付しなければならない。

ウ 授業料等を免除しなかったときは、免除しない理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(3) 免除の取消

ア 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。

イ 校長は、アによる申出があったとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、免除取消通知書（別紙様式4）を本人に交付するものとする。

(4) 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し又は免除を取り消したときは、免除者認定台帳（別紙様式5）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

2 入学検定料

入学検定料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学願書を出願先の校長に提出するとき」と、読み替えるものとする。

3 入学料又は進級料

入学料又は進級料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学の日まで」と、読み替えるものとする。

第3 免除の始期等

1 免除の始期

授業料等の免除の始期は、学校において、申請書を受理した日の属する月からとする。

2 免除及び徴収猶予の期間

授業料等の免除の期間は、当該免除の事由が継続する間とする。

3 取消による免除の終期

授業料等の取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

4 免除の決定までの徴収猶予

(1) 校長は、申請書を受理した場合において、当該申請書に第2の1の(1)のイに定める証明書類が添付されていないときは、申請者に相当の期間を定めて証明書類の提出を求めることがある。

(2) 校長は、(1)に定める期間において、授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の徴収を猶予するものとする。

(3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類の提出がないときは、やむを得ない理由がある場合を除き、免除の申請を却下するものとする。

第4 教育局長との協議

授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の免除に関し、この要領により難いときは、管轄の教育局長と協議すること。

第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校教育局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育長決定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 道外の公立高等学校を受検する場合の取扱いについて

北海道の公立高等学校に出願しないことの証明が必要である場合は、次のとおり取り扱う。(当該都府県の定める証明書様式による場合を除く。)

### 1 交付の願出

中学校長が学力向上推進課長を行う。

### 2 証明書の交付

原則として郵送で申請することとし、学力向上推進課で受理した日の翌日以降の交付とする。

### 3 郵送料の負担区分

郵送料は、出願者の負担とする。

### 4 様式

別記様式のとおり

#### 別記様式

文書番号	令和年月日
北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長様	中学校長名
道外の公立高等学校出願に伴う証明について のことについて、別紙証明書に証明願います。	

(日本産業規格 A4 縦型)

(注) 中学校長名には、中学校名も併記すること。

#### 別紙

証明書
中学校名
(平成年月日 卒業 令和年月日 卒業見込)
氏名
上記の者は、 県の高等学校を受検するため北海道の公立高等学校に出願しないことを証明する。
令和年月日 中学校長名 印
上記のとおり相違ないことを証明する。
令和年月日 北海道教育委員会 教育長名 印

(日本産業規格 A4 縦型)

令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜の手引

編集 北海道教育庁学校教育局学力向上推進課

札幌市中央区北3条西7丁目

電話 (011)231-4111

(011)204-5771(ダイヤルイン)